

東日本大震災津波からの
本格復興にあたっての
提言・要望書

平成26年6月3日

岩手県知事 達増拓也

目 次

I 本格復興のための最重要事項

I-1 復興財源の確保と自由度の高い財源措置

- 1 復興に必要な財源の確保と十分な予算措置…………… 2
(全省庁)
- 2 「復興交付金事業」の確実な予算措置及び柔軟な運用…………… 4
(復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省)
- 3 社会資本整備総合交付金(復興)の復興の進度に応じた予算措置及び全面的な財政支援等…………… 6
(復興庁・総務省・国土交通省)
- 4 被災地の繰越手続の簡素化及び復旧・復興の進度に応じた予算配分…………… 7
(復興庁・財務省・水産庁・国土交通省)

I-2 人的支援とその財源措置

- 5 被災地復興のための人的支援・財源措置…………… 8
(全省庁)
- 6 農林水産業の早期復旧・復興に向けた人的支援…………… 10
(復興庁・農林水産省・水産庁)
- 7 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援…………… 11
(文化庁)

I-3 JR山田線及び大船渡線の早期復旧

- 8 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援…………… 12
(復興庁・総務省・国土交通省)

I-4 国体及び全国障害者スポーツ大会の開催

- 9 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会開催に係る支援…………… 14
(文部科学省)

II 復興に必要な重要事項

II-1 横断的事項

- 10 事業用地の円滑な確保の一層の加速化…………… 16
(復興庁・国土交通省)
- 11 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現…………… 19
(文部科学省・経済産業省)
- 12 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応…………… 21
(環境省)
- 13 原子力発電所事故に伴う農林水産被害等への対応…………… 23
(消費者庁・復興庁・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 14 復興特区制度の柔軟な運用…………… 27
(全省庁)

II-2 「安全」の確保

- 15 最終処分場の新設等に対する支援…………… 28
(環境省)
- 16 直轄事業の着実な推進と全面的な財政支援…………… 29
(復興庁・総務省・国土交通省)
- 17 国営「復興祈念施設」の事業化及び高田松原津波復興祈念公園の早期事業化と全面的な財政支援等…………… 31
(復興庁・国土交通省)
- 18 災害復旧事業の事業期間延長及び適切な予算配分…………… 32
(復興庁・国土交通省)
- 19 津波対策に対する恒久的で安定した財政支援の確立…………… 33
(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)
- 20 警察施設移転に係る財政支援…………… 34
(警察庁・復興庁・総務省)
- 21 復興のために新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置…………… 35
(警察庁・総務省)

Ⅱ-3 「暮らし」の再建

- 22 被災者の生活再建に対する支援…………… 36
(内閣府・金融庁・復興庁・総務省・財務省・国土交通省)
- 23 地域公共交通確保維持改善事業における被災地事業の継続…………… 39
(国土交通省)
- 24 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援…………… 40
(厚生労働省)
- 25 医療提供施設や社会福祉施設の復旧・復興に向けた支援…………… 41
(厚生労働省)
- 26 基金等を活用した取組に対する継続的な支援…………… 43
(厚生労働省)
- 27 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援…………… 45
(厚生労働省)
- 28 教育の復興に対する支援…………… 46
(復興庁・文部科学省)
- 29 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援…………… 49
(復興庁・文化庁)
- 30 復興支援活動を行うNPO法人等への支援の継続…………… 50
(内閣府・復興庁)

Ⅱ-4 「なりわい」の再生

- 31 水産業の復旧・復興支援…………… 51
(復興庁・農林水産省・水産庁)
- 32 農業・農村の復旧・復興支援…………… 53
(復興庁・農林水産省)
- 33 海岸防災林の復旧・整備支援…………… 54
(総務省・農林水産省・林野庁)
- 34 被災企業等への支援策の拡充…………… 55
(復興庁・経済産業省・中小企業庁)
- 35 JST復興促進センターの継続設置及び復興促進のプログラム実施に対する予算措置…………… 57
(復興庁・文部科学省)

- 36 観光復興に向けた支援策の拡充 58
(国土交通省)
- 37 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充 59
(国土交通省)

II-5 将来への備え

- 38 将来の大規模災害に備える仕組みの構築 60
(内閣府・復興庁・消防庁・国土交通省)
- 39 災害時における要援護者の支援 62
(内閣府・厚生労働省)
- 40 広域防災拠点整備に対する財政支援 64
(内閣府・総務省)

III 新しい東北の創造に向けた重要事項

- 41 国際リニアコライダー(ILC)の実現 65
(内閣府・復興庁・文部科学省・経済産業省・国土交通省)
- 42 いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築 66
(内閣官房・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 43 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続及び海洋研究機関の復旧支援 68
(復興庁・文部科学省)
- 44 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 69
(復興庁・経済産業省・環境省)

IV その他省庁別要望事項

内閣府	71
総務省	71
文部科学省	71
文化庁	72
厚生労働省	72
農林水産省	73
林野庁	73
水産庁	73
経済産業省	73
国土交通省	74
環境省	74
原子力規制委員会	74

東日本大震災津波からの 本格復興にあたっての提言・要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から3年以上が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（4月30日現在）で、死者4,672人、行方不明者1,132人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万5千棟を超えており、被災地の方々にあっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、復旧・復興に向けた取組を推進してきたところです。平成26年度においては、これまで進めてきた「基盤復興」の成果を土台とし、第2期復興実施計画に基づき「本格復興」の取組を力強く推し進めていくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、「東日本大震災復興基本法」等の制定や復興庁の設置に加え、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」の施行による円滑な事業用地確保の支援など、被災地の復興に向けて鋭意御尽力いただいているところです。

今後も、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保するとともに、復興の加速化に向け、支障となっている現行制度の弾力的な運用を図り、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興に必要な財源の確保と十分な予算措置

《 要 望 事 項 》

1 復興が完了するまでの間の財源確保

国の復興財源のフレームは、集中復興期間である平成 27 年度までしか示されていないことから、復旧・復興事業を計画的に実施するためにも、復興が完了するまでの間の十分な財源フレームを早期に示すとともに、所要の財源確保を図るよう要望します。

2 特例的な財政支援の継続

復興の実現には、長期にわたる国の特例的な支援が今後とも必要であり、復興が完了するまでの間、復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保等の財政支援措置をこれまでと同様に継続し、新たな地方負担を生じさせることのないよう要望します。

3 地方負担分に対する財源措置の拡充

復旧・復興事業であっても補助の対象とならない事業や震災の影響で見直しを要する各種公共インフラ整備の調査費などの地方単独事業の負担分が存在しており、今後の復興に支障を及ぼさぬよう、被災地の財政需要の変化等を的確に捉え、地方単独事業を含む地方負担分に対する財源措置を拡充するよう要望します。

4 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

平成 23 年度に創設された「取崩し型復興基金」について、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じ、地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を要望します。

【現状と課題】

1 復興が完了するまでの間の財源確保

- 平成 27 年度までの 5 年間の集中復興期間の復興財源フレームを 25 兆円程度に見直したものの、平成 27 年度中に更なる財源確保の必要が生じた場合には、平成 27 年度予算編成において一般会計の税額収入などを活用して対応することとされていること。
- 平成 28 年度以降の復興財源フレームが不明確。
- 復興事業を計画的に実施するためにも、復興が完了するまでの十分な財源フレームを早期に明示し、復興が完了するまでの間、国として十分な財源を確保し、被災地における復興を強力に推進することが必要。

2 特例的な財政支援の継続

- 復旧・復興事業において、国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大、復興交付金や震災復興特別交付税の創設など様々な財政支援措置が講じられているが、国の集中復興期間を超えて復興が完了するまでの間の長期にわたる国の特例的な支援が引き続き必要。
特に、地方負担分に係る震災復興特別交付税措置による原則全額国費負担が引き続き必要。

3 地方負担分に対する財源措置の拡充

- 復旧・復興事業や震災の影響で見直しを要する各種公共インフラ整備の調査費などの地方単独事業が存在しており、財源に係る支援がない状況。

<主な地方単独事業>

- 被災中小企業重層的支援事業費
- 都市計画調査費
- 復興計画推進費

4 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

- 本格復興に向け、各種復興事業の進捗に応じた事業化が必要であるが、想定される事業は、配分を受けた震災復興特別交付税の額を上回っている状況。

積立額		活用額（見込み）	
①基金創設のための特別交付税	420 億円	①市町村への交付金	425 億円
②追加措置（平成 24 年度補正）	215 億円	②平成 23 年度（実績）	17 億円
③その他	90 億円	③平成 24 年度（実績）	54 億円
		④平成 25 年度（最終予算額）	48 億円
		⑤平成 26 年度以降（見込み）	216 億円
合 計	725 億円	合 計	760 億円

○積立額に対し、35 億円の財源不足

○まちづくりの進捗に伴い、「なりわいの再生」など新たなニーズへの対応が見込まれる。

【県担当部局】復興局 復興推進課
総務部 財政課
政策地域部 市町村課

2 「復興交付金事業」の確実な予算措置及び柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 確実な予算措置

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、平成27年度までとされている復興交付金制度の期間を延長し、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図るよう要望します。

また、複数年度にわたる復興事業については、原則として必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分に対応できる予算を確保するよう要望します。

2 復興交付金の交付対象事業の拡大

復興交付金は基幹事業として5省40事業を交付対象としていますが、今後必要となる観光関連施設の整備など、県が復興計画で掲げている「なりわい」の再生に資する事業に対する支援が部分的であることから、交付対象を拡大するよう要望します。

3 効果促進事業の柔軟な運用

基幹事業と関連し、用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、採択される事業が限られていることから、地方が創意工夫を発揮できるよう、対象事業の拡大を要望します。

また、一括配分に関しては、用途内訳書を提出することにより着手可能となる制度の趣旨に沿って、早期に事業着手が図られるよう、柔軟かつ迅速な対応を要望します。

4 事務手続の簡素化

被災市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、復興交付金事業計画作成に係る事務手続の簡素化等を図るよう要望します。

5 間接補助事業の直接補助事業化

被災地域農業復興総合支援事業等、県を経由する間接補助事業については、市町村における事業の迅速かつ柔軟な実施と事務負担の軽減を図るため、市町村への直接補助事業とするよう要望します。

また、間接補助のため県の基金に積み立てられている交付金を、市町村の基金に移し替える仕組みを創設するよう要望します。

【現状と課題】

1 確実な予算措置

- 復興交付金の事業期間は、制度要綱に基づき平成27年度までとされているが、県及び市町村の復興計画の期間でも表されるとおり、27年度までに復興の取組が完了するものではないことから、復興が完了するまでの確実な予算措置が必要。
- 復興事業は複数年度にまたがるが、実質的に単年度毎の交付であるため、事業完了までの事業費の配分がなされず、事業の見通しが不透明（一部が採択された事業でも、残りが採択されるという保証はない）。
- 事業の進捗に応じて、その都度復興庁の査定を受ける必要があるため、申請事務が負担。

2 効果促進事業の柔軟な運用

- 効果促進事業の事業化について、採択基準が明確でなく、実施できない事業を列挙した「ネガティブリスト」に該当しないものであっても、構想段階で否とされるケースが存在。
- 県の要望を踏まえ、県に対する一括配分等の一定の見直しが行われたが、広域的な事業を行う場合（沿岸全市町村を対象としたイベント等）、基幹事業との関連性については、事業の必要性の観点から更に柔軟に判断して事業実施できるようにすべき。
(例：田野畑村における基幹事業（漁業集落防災機能強化事業）の効果促進事業として、県が沿岸全市町村を対象とする事業を実施しようとする際、効果促進事業が沿岸全市町村を対象とすることと、基幹事業が田野畑村における事業であることとの関連性の十分な説明を求められる)
- 制度上は、修正を受けるまでの期間に生じた損失を地方公共団体自らの責任としたうえで、内訳書の提出により着手可能となっているが、地方公共団体においては、修正が無い旨の回答を得られるまで、事実上、事業着手を躊躇しているのが実情。
- 実際には提出から回答まで1ヶ月～2ヶ月かかるものがあり、速やかに対応されている状況とは言えず、地方公共団体にとって、事業着手の足枷となっている状況。

【県担当部局】復興局 まちづくり再生課

農林水産部 農業振興課、漁港漁村課

3 社会資本整備総合交付金（復興）の復興の進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援等

《 要 望 事 項 》

1 復興の進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等について、これらの復興事業が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

併せて、地方負担分に対し震災復興特別交付税による全面的な財政支援を継続するよう要望します。

2 基金型の創設

復興交付金同様、弾力的な予算執行を可能とするため、現行の単年度型に加え基金型を創設し、地方公共団体が選択できるよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援

- 社会資本整備総合交付金（復興）は本県の社会資本の復興に欠かすことのできない事業であり、平成 27 年度以降も多額の事業費が見込まれていることから、確実な予算措置が必要。
- 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、社会資本整備総合交付金（復興）に係る地方負担分は震災復興特別交付税で全額措置されているが、被災地の早期復旧・復興を図るためには、引き続き全面的な財政支援が必要。

《本県の社会資本整備総合交付金（復興）の事業費（県事業）の見通し（平成 26 年 5 月試算）》

	H23～H25 実績見込	H26 当初	H27 見込
事業費	371 億円	301 億円	約 570 億円
国費	208 億円	163 億円	約 300 億円
地方負担	163 億円	138 億円	約 270 億円

2 基金型の創設

- 復興に必要な予算は、被災地の復旧・復興の進捗に応じて大きく変動することから、必要な予算を確実に確保し、多年度にわたって機動的な支出を行える基金型の創設が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

4 被災地の繰越手続の簡素化及び 復旧・復興の進度に応じた予算配分

《 要 望 事 項 》

1 被災地の繰越手続の簡素化

被災地の復旧・復興事業を着実に進めるため、被災地における事故繰越手続について、簡素化の措置を継続するよう要望します。

2 被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分

平成 25 年度予算のうち、やむを得ず執行不可能となった予算については、後年度において国が再度予算を計上するとともに、被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地の繰越手続の簡素化

- 被災地では、平成 25 年度予算を翌年度に繰り越して事業執行しているが、マンパワー不足や資材不足等の課題が複合的に発生し、平成 26 年度内に完了しない可能性。
- その場合、事故繰越手続は膨大な事務となることから、平成 25 年度予算も平成 23 年度補正予算や平成 24 年度予算と同様の簡素化が必要。

《参考》「事故繰越手続等々の簡素化」の主な内容（第 4 回復興推進会議（平成 24 年 11 月）合意）

- ①繰越理由書 ⇒ 必要最低限の事項を記載する簡易な様式を作成し 1 枚で全てを完結
- ②添付資料 ⇒ 事業概要・工程表・図面・契約書類等の添付を全廃
- ③ヒアリング ⇒ 財務局ヒアリングを全廃

2 被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分

- 現行の繰越制度では、当初予定していた工程から大幅な遅れが生じ、平成 26 年度内においても予算を執行できない場合は、不用残額にせざるを得ない状況。

《参考》本県の繰越状況（県土整備部・農林水産部分、国費ベース）

	県土整備部	農林水産部 (水産庁所管分(公共))	合 計
H24⇒H26 事故繰越	2,198 百万円	1,323 百万円	3,521 百万円
H25⇒H26 明許繰越	42,524 百万円	83,121 百万円	125,645 百万円

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室
農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

5 被災地復興のための人的支援・財源措置

《 要 望 事 項 》

復興事業を迅速かつ確実にを行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災者の心身の健康を守る保健活動や建物再建後の課税評価等のソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、更なる強化を要望します。

1 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による人的支援を継続するとともに、国による関係機関との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

2 国による任期付職員の採用制度の創設

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を、国において任期付職員として一括採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を創設するよう要望します。

3 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされていますが、平成 27 年度以降、復興が完了するまで継続するよう要望します。

また、派遣職員等のメンタルヘルスケアのための経費についても、全額を震災復興特別交付税の対象とするよう要望します。

4 民間企業等からの人的支援の推進

復興の進捗に伴い、まちづくりや産業振興の取組など行政の視点のみならず、民間企業等からの様々な視点を参考に復興を進めるため、民間企業等からの人的支援について積極的に推進する必要があると考えられることから、関係団体等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体との丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 職員確保の状況

平成26年度は、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請等により、概ね前年度以上の人員を確保（任期付職員については、採用職種の絞り込み等により減少）しているところであるが、復興事業が本格化する中で更なるマンパワーが必要。

《岩手県における職員確保状況》

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H24	88人	88人	139人	36人	351人	▲59人
H25	108人	171人	163人	44人	486人	▲105人
H26	131人	77人	170人	59人	437人	▲72人
増減	+23人	-94人	+7人	+15人	-49人	—

《市町村における職員確保状況》

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H24	366人	321人	▲45人	87.7%
H25	628人	596人	▲32人	94.9%
H26	749人	669人	▲80人	89.3%
増減	+121人	+73	—	—

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保しているが、応募者は減少傾向。特に技術職員の応募が少なく、市町村が苦慮。

3 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

- 震災復興特別交付税は、平成28年度以降の制度継続の担保がないこと。
- 派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については一部が震災復興特別交付税の対象。被災自治体で採用した任期付職員の帰省旅費等については対象外。

4 民間企業等からの人的派遣制度

- 総務大臣による団体への働きかけや復興庁の「WORK FOR 東北」が実施されているが、民間企業では地方公共団体への派遣実績が少なく、マッチング調整の難しさがあり、受入の拡大には自治体の詳細なニーズ把握や行政実務への民間人材の適応確認など、より丁寧な調整が必要。
- 県では、「WORK FOR 東北」に対し、人材のマッチングを要請済。（計10名程度）
 - ・ 県産農林水産物の（海外）販路開拓
 - ・ 水産事業者（団体）等の経営改善支援等

【県担当部局】総務部 人事課
政策地域部 市町村課

6 農林水産業の早期復旧・復興に向けた人的支援

《 要 望 事 項 》

1 水産業の早期復旧に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、他県からの職員派遣の調整など技術職員等の確保・増員のための支援を継続するよう要望します。

2 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や農村再興を着実に推進するため、他県からの職員派遣の調整など、職員確保のための支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 水産業の早期復旧に向けた人的支援

○ 今後、更に、発注工事の現場監督業務が増大するとともに、残りの工事発注を進める必要があり、これまでと同様に膨大な業務を行う必要。また、被災漁業者等への支援に関しても、施設整備等の継続に加え、担い手の確保・育成など本格復興に向けた新たな支援が必要。

このため、更なる地方公共団体等の技術者派遣による人的支援が必要。

2 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

○ 復興交付金を活用した被災農地と隣接する非被災農地との一体的なほ場整備や、農地海岸保全施設の復旧・整備など、平成 27 年度以降も復旧・復興工事が相当規模で継続する状況。

このため、引き続き地方公共団体等の職員派遣による支援が必要。

《他都道府県からの職員派遣の状況》

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 水産業関係	13 都道府県 20 名	7 道府県 9 名 (別に知事会幹旋で 8 名)	5 道県 7 名 (別に知事会幹旋で 8 名)
2 農業・農村整備関係	10 道府県 18 名 (別に知事会幹旋で 1 名)	10 道府県 22 名 (別に知事会幹旋で 1 名)	12 道府県 23 名 (別に知事会幹旋で 1 名)

農林水産部 漁港漁村課、水産振興課、農村計画課

7 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援

《 要 望 事 項 》

1 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援の継続

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、本格化している復興事業に係る発掘調査に対応するため、人的支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 復興事業に伴う埋蔵文化財調査面積の増加に対応するため、他県及び市町村等から派遣職員の支援を受けているところ。
- 平成26年度は、県全体で35名の専門職員の応援を受けているが、本格化している復興事業に係る発掘調査に対応するため、今後も継続して人的支援が必要。

《 専門職員の派遣支援の状況 》

※各年度4月1日現在

派 遣 区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県外自治体 → 岩手県	10人	8人	12人
県外市町 → 沿岸市町村	1人	11人	13人
県内市村 → 沿岸市町村	3人	3人	3人
復興庁（非常勤職員）→ 沿岸市町村	0人	0人	1人
県外財団法人→ 県埋蔵文化財センター	0人	3人	6人
合 計	14人	25人	35人

【県担当部局】 教育委員会事務局 生涯学習文化課

8 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

《 要望事項 》

1 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町のまちづくりに伴う原状復旧と比べて増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とすることを要望します。

2 復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

復興交付金の対象とならない部分がある場合についても、震災復興特別交付税の措置又は取り崩し型基金の積み増しの措置を行うよう要望します。

3 全線復旧に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

4 早期再開に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備を始め、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 鉄道復旧に伴う費用負担及び復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

- 三陸鉄道は国の全面支援を受け、平成 26 年 4 月に全線再開したものの、J R 山田線、大船渡線については、未だ復旧の方針が決定していないもの。
- J R 東日本は、津波からの安全の確保、まちづくりとの整合性（道路や河川との交差を含む）、費用負担が課題であるとし、鉄道復旧するには、これらの解決が必要との考えであり、まちづくりとの整合性については、ほとんどの箇所で見通しが立っている一方、費用負担に関しては、原状復旧費用については自社負担の意向を示しているものの、まちづくりに伴う復旧費用については、国等の支援を求めているもの。

2 全線復旧に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

- J R 東日本から、J R 山田線については復旧後の三陸鉄道による運営を提案されているところ。

3 早期運行再開に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

- J R 大船渡線の陸前矢作～気仙沼間は、被害が極めて小さいことから、早期に運行を再開するよう、地元住民、自治体の強い要望があるもの。

《参考：J R 山田線及び大船渡線の被害状況》

- J R 山田線（宮古～釜石間 55.4 k m）及び大船渡線（盛～気仙沼間 43.7 k m）は、駅舎、線路、橋梁の流失・損壊など、甚大な被害を受け現在も運休中。

路線名	駅舎流失	浸水区間	線路流失	橋梁流失	盛土流出
山田線	4 駅／13 駅 (30.8%)	21.7 km／55.4 km (39.2%)	6.3 km／55.4 km (11.4%)	6 箇所	10 箇所
大船渡線	6 駅／12 駅 (50.0%)	21.4 km／43.7 km (49.0%)	15.2 km／43.7 km (34.8%)	3 箇所	2 箇所

【県担当部局】政策地域部 地域振興室

9 第71回国民体育大会及び 第16回全国障害者スポーツ大会開催に係る支援

《 要 望 事 項 》

本県では、第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会が、東日本大震災津波からの「復興のシンボル」として「復興の力」となるよう開催準備を進めていますが、復興に人員及び予算を最優先で投入している中、両大会の開催準備を担う職員の不足を補うために掛かり増し経費の負担が生じているところです。

両大会が被災地における初めての開催であることに加え、21年ぶりに完全国体として開催されること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に大きな役割を担う特別な大会であること、復興の途上にある中、開催経費のほとんどを県が負担していることなどを総合的に勘案され、両大会の主催者として、以下のとおり財政支援の拡充等を講じるよう要望します。

1 被災地での開催に配慮した財政支援の拡充

被災地での開催であることなどの特殊性に配慮し、地方スポーツ振興費補助金の増額や対象経費の範囲拡大等により財政支援を拡充するよう要望します。

2 負担軽減のための積極的な支援

県や市町村等の負担軽減のため、関係団体に対し、大会開催に向けた支援を働きかけるよう要望します。

- (1) 関係団体が所管する施設整備等に係る助成制度の本県競技施設等への優先的な取扱い
- (2) 中央競技団体による国体開催経費の負担
 - 競技会で使用する特殊競技用具の整備
 - 県外からの競技役員の派遣経費
 - 有資格競技役員の養成に係る講習会等の開催経費

【現状と課題】

1 被災地での開催に配慮した財政支援の拡充

- 開催経費のほとんどを開催県が負担している現状にあり、復興を最重要課題として取り組んでいる本県の財政運営上、負担が過大。
- 復興担当部署に優先的に県職員を配置するため、両大会準備業務を行う県職員は最小限に留め、不足する職員を、県負担金を財源としている県実行委員会で確保したり、本来職員が行う業務の一部を委託することなどにより、先催県とは異なる掛かり増し経費負担が発生。
- 両大会開催経費に係る地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費が、式典及び競技運営に直接必要な経費に限定されているため、施設整備費及び運営費に係る市町村への補助などは、開催のために必要な経費でありながら、補助対象経費とならず開催県負担となっている状況。

【国庫補助制度概要】

補助事業名：地方スポーツ振興費補助金

補助額：国民体育大会開催事業 定額（411,807千円）

全国障害者スポーツ大会開催事業 定額（55,000千円）

補助対象：式典及び競技運営に直接必要な経費

2 負担軽減のための積極的な支援

(1) 関係団体が所管する施設整備等に係る助成制度の本県競技施設等への優先的な取扱いについて積極的な働きかけ

- 県、市町村とも財政状況が厳しい中で必要な施設整備を進めるため、スポーツ振興くじ（toto）助成金の優先的な採択による財源の確実な確保が必要。

制 度 名	制 度 概 要
スポーツ振興くじ（toto）助成金 （（独法）日本スポーツ振興センター）	◆国民体育大会冬季大会競技会場整備事業 ◆スポーツ施設等整備事業

【H27年度申請予定市町村】二戸市、盛岡市、八幡平市

(2) 中央競技団体による国体開催経費の負担に対する積極的な働きかけ

- 復興を最重要課題として取り組んでいる県や市町村の財政状況では、次のような経費負担は困難であることから、競技会の主催者でもある中央競技団体による当該経費負担が必要。

経 費 区 分	負 担 者
①競技会で使用する特殊競技用具の整備 （※終了後有効活用できない用具等の整備、貸出し）	開催県及び会場地市町村
②中央競技団体から派遣される県外競技役員の派遣経費（旅費等）	開催県
③近県からの派遣が必要な競技役員に係る派遣経費（旅費等）	会場地市町村
④競技役員の有資格者を確保するために開催する講習会等の経費	開催県の競技団体

【県担当部局】国体・障がい者スポーツ大会局総務課、施設課、競技式典課、障がい者スポーツ大会課

10 事業用地の円滑な確保の一層の加速化

《 要 望 事 項 》

復旧・復興事業用地の確保については、これまでの「国による加速化措置」に加え、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」（平成26年法律第32号）が施行されたことにより制度面で大きな改善がなされたところですが、本格復興期を迎え、今後はこれまで以上に膨大な用地取得業務をマンパワー不足の状況下で効率的に進めることが求められます。

ついては、復旧・復興事業用地の円滑な確保の一層の加速化等のため、以下のとおり要望します。

1 復興特区法一部改正法の活用のための連携の強化

「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成26年法律第32号）」を円滑に活用するため、制度運用についての説明会の開催等の必要な措置を講じるとともに、県との連携を一層強化するよう要望します。

2 司法書士の駐在派遣、用地加速化支援隊等による市町村支援の強化

復旧・復興事業の本格化に伴い、被災市町村ではマンパワー不足、専門職員の不足が深刻な状況にあることから、司法書士の被災市町村への駐在派遣、用地加速化支援隊等による市町村支援を一層強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 県事業の用地取得の状況

- 本格復興を進める時期を迎え、用地取得については防潮堤のほか道路事業などにおいて本格化。
(H26.3月末現在)

区 分	用地取得が 必要な地区数	用地交渉		
		実施中	完了	計
全 体	167	46 (28%)	52 (31%)	98 (59%)
一般・港湾海岸	43	22 (51%)	8 (19%)	30 (70%)
漁港海岸	24	3 (13%)	0 (0%)	3 (13%)
農地海岸	8	4 (50%)	4 (50%)	8 (100%)
林野海岸	2	—	2 (100%)	2 (100%)
復興支援・関連道路	19	9 (47%)	8 (42%)	17 (89%)
まちづくり連携道路等	34	7 (21%)	2 (6%)	9 (26%)
災害公営住宅	37	1 (3%)	28 (76%)	29 (78%)

※ 契約件数ベースでは、全体で5,308件の契約が必要。

※ 市町村事業については、現段階で上表形式での整理がなされていないこと。

2 市町村の状況

- 被災市町村（沿岸市町村）における平成26年度の一般会計予算は、震災前の平成22年度比で、平均約4倍（最大は陸前高田市の11倍強）となっており、著しい負担が生じている状況。
- 市町村事業において先行して進めている防災集団移転促進事業においても、移転先地の用地取得率は、公用地分を含めて約60%にとどまる状況で、今後も多数の用地取得が必要になる見込み。
(H26.4月末現在)

進捗の状況	都市再生 区画整理事業	防災集団移転 促進事業	津波復興拠点 整備事業	漁業集落防災機能 強化事業
市町村数	7市町村	7市町村	6市町	11市町村
地区数	19地区	88団地	10地区	41地区
着工地区数	17地区	63団地	5地区	20地区
完成地区数	1地区	21団地	—	11地区
全部完成	—	16団地	—	9地区
一部完成	1地区	5団地	—	2地区

※ 上記事業のほか、漁港海岸防潮堤、学校移転事業等のため、用地取得が必要。

※ 防災集団移転促進事業の移転先地に係るH26.2月末現在の用地取得率は、61%。

3 法改正の経緯

- 平成25年11月27日に、『事業用地の確保に係る特例制度』の創設を求め、復興庁、国土交通省及び各政党に対し、知事要望を実施。
- 平成26年4月23日、復興事業の円滑かつ迅速な用地確保のため、『東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成26年法律第32号）』が成立し、5月1日施行。

4 取組の強化の必要性

- 一日も早い復興のため、前提となる用地取得を迅速に進めることが必要。
- 県においては、本格復興期を迎え、用地取得加速化プログラム等の活用による任意での用地取得に取り組むことに加え、収用手段による用地取得についても、改正法の活用により迅速な着工ができるよう取り組む。
- 横断的な組織として『用地取得特例制度活用会議』を設置して、県事業の改正法の円滑な活用の推進を図るとともに、市町村支援の取組を開始。
- 改正法に係る緊急使用制度等については、従前、活用実績が少ないことから、その積極的な活用のためには、国からの専門的かつ技術的な支援が必要。
- 市町村支援に当たっては、被災市町村におけるマンパワー（特に専門職員）不足、事業の増大等を考慮し、国と県の協力体制による強力で重層的な対応が必要。

【県担当部局】復興局 まちづくり再生課
県土整備部 県土整備企画室

11 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 及び被害に係る十分な賠償の実現

《 要 望 事 項 》

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の賠償等

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来国の責任において実施するべきものであることから、県及び市町村の負担とならないよう、全面的な対応を講じることを要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力株式会社を指導するなど、必要な措置を講じることを要望します。

2 被害の実態に即した十分な賠償の実現

出荷制限等による直接的な被害や風評被害に加え、事業継続のために必要な生産サイクルの回復や消費者の信頼回復等への対応を含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償が被害の発生する限り完全かつ速やかに行われるよう、東京電力株式会社を指導するなど必要な措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費について

- 県及び市町村は、これまで五次にわたり東京電力㈱に対して損害賠償請求を行っているが、請求総額 5,985 百万円に対し支払合意額は 3,132 百万円（52.3%）にとどまっている状況（平成 26 年 3 月末現在）。
- 国の中間指針は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力㈱は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

《具体例》

- ・ 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外（広報・住民説明対応、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理）
- ・ 政府指示等に基づく測定であっても、測定準備や結果公表など地方公共団体に裁量の余地があるとされた工程や、測定のための施設改修費、測定機器の維持管理費等は賠償対象外
- ・ 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定

- 平成 26 年 1 月 23 日、東京電力との直接交渉のみではこれ以上の交渉の進展が期待できないとの認識に至り、県及び 24 の市町村等が原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介の申立てを実施（最終的に 36 市町村等が申立て）。

2 被害の実態に即した十分な賠償の実現

- 東京電力㈱は、損害賠償の実施に当たり国の中間指針に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用を行っており、被害者が十分な賠償を受けられない状況。

《制限的な運用の例》

- ・ 平成 24 年 3 月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分
- ・ 出荷制限となっている原木しいたけの生産再開に向けた取組費用について、賠償対象を限定
- ・ 中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められた本県農林水産物等の風評被害について、平成 25 年 4 月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打ち切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象と明示がないことをもって賠償請求を拒否

【県担当部局】総務部 総務室

12 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

《 要 望 事 項 》

1 農林業系副産物の処分

農林業系副産物の処分に複数年を要する市町村があることから、焼却処理に向けた前処理や、仮設焼却炉、最終処分場での処理に必要な費用の支援措置を次年度以降も継続するとともに、地域の実情に応じた内容とするよう要望します。

2 汚染状況重点調査地域への財政支援

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去にあたり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について財政支援を拡大するよう要望します。

3 除去土壌の処理基準の策定

除去により発生した汚染土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望します。

4 住民不安の解消

円滑な除染や廃棄物処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処分

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 41,000 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。
また、処理に当たり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫等が各地域において問題化。
- 仮設焼却炉の設置に向け、環境省と一関市の間で調整が進められているが、建設及び維持管理等の費用負担について国との調整が必要。

2 汚染状況重点調査地域への財政支援

- 汚染状況重点調査地域において、高濃度の汚染土壌や道路側溝汚泥が確認されているものの、空間線量率が基準値より低いため、一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場での処理が滞っている状況。

※平成 26 年 4 月 22 日 環境省見解

- ・汚染土壌や道路側溝汚泥の一時保管設備整備や処理経費への財政支援については、放射性物質汚染対処特別措置法の範疇での対応となり、除染実施計画外についての財政支援は困難である。

3 除去土壌の処理基準の策定

- 放射線汚染対処特措法において、除染土壌の処分基準を定めることになっているが、未だ基準が示されておらず、現場での処理が滞っている状況。

※平成 26 年 4 月 22 日 環境省見解

- ・汚染土壌等の処理基準については鋭意省内で検討中。

4 住民不安の解消

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらずコミュニケーションを図っていないこと、除染土壌や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないことなど、住民不安の解消につながらず現場での処理が滞っている状況。

【県担当部局】環境生活部 環境保全課、資源循環推進課

13 原子力発電所事故に伴う農林水産被害等への対応

《 要 望 事 項 》

1 畜産農家の経営安定対策等

原子力発電所事故により発生した放射性物質は、公共牧場や採草地などの自給飼料基盤に大きな被害をもたらしていることから、畜産業の再生を確実に成し遂げるため、東日本大震災農業生産対策交付金を継続・拡充するよう要望します。

【現状と課題】

- 県では、平成 24 年度より東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、畜産業の再生に取り組んでいるところであるが、27 年度以降は、安全安心の確保の観点から暫定許容値以下の牧草地の除染（いわて型牧草地再生対策事業）の要望が増加する見込みであり、交付金の継続・拡充が必要。

【東日本大震災農業生産対策交付金のうち畜産復興に要する経費】 (単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込み)
要望額 ①	2,969,066	857,144	473,065
うち いわて型	780,192	439,322	473,065
交付決定額 ②	2,866,689	(未定)	(未定)
うち いわて型	265,989	(未定)	(未定)
充足率(②/①)	96.6%	(未定)	(未定)
いわて型	34.0%	(未定)	(未定)
参考：国の予算額	10,427,000	8,870,000	(未定)

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

2 原木しいたけの産地再生対策

- (1) 原木しいたけ産地の再生を図るため、きのこ原木の確保や新たなほだ木造成に要する経費、簡易ハウス等の栽培施設の整備に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。
- (2) 出荷制限や風評被害等で経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払いについて、支援を継続するとともに、生産者が生産再開に向け栽培管理に取り組む際に生じる新たな経費の全てについて、損害賠償の対象とされるための支援を継続するよう要望します。
- (3) 栽培管理ガイドラインに基づき、ほだ場から除去された落葉層の取扱について、管理や処理に係る方針等を早期に提示するとともに、必要な経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。
- (4) 放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業における「ほだ木等原木林再生のための実証」の対象となる森林について、地域におけるきのこ原木の流通実態を踏まえ、30Bq/kg を超える広葉樹林とするよう要望します。
- (5) 低迷している原木乾しいたけの市場価格を回復させ、生産者の生産意欲を高めていくため、原木しいたけの安全性に係る正確な情報提供等を行うとともに、産地が行う情報発信やPR活動等の取組について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

○ 県の取組（いずれも平成24年度から実施）

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金	出荷自粛及び自主回収を要請された市町村の生産者や風評被害を受けた生産者に、栽培等に必要となつた資金を融資（H26年度259,272千円）
きのこ原木等処理事業	出荷制限等を受けたしいたけや使用自粛となった原木・ホダ木の仮保管や落葉層除去等（ホダ場環境整備）に要する経費を全額県で措置（H26年度53,270千円）

○ 課題

- (1) 出荷制限や風評被害等により、原木しいたけ生産者の資金繰りが悪化しており、速やかな賠償金の支払いが必要。簡易ハウス等の栽培施設の整備を支援する「特用林産施設体制整備復興事業（国庫）」について、生産者の自己負担軽減が必要。
- (2) 栽培管理の実施にあたっては、人工ホダ場遮光ネットの張り替え等、一部の取組事項が賠償対象となっていないことから、全ての取組事項を賠償対象とすることが必要。
- (3) ホダ場環境の整備に伴い、今後、除去された落葉層が大量に発生するが、一時保管後の管理基準や処理方針の策定が必要。
- (4) 指標値以内の原木を生産できるナラ林が大幅に減少していることから、しいたけ原木の価格が高騰しており、掛かり増し経費として生産者負担が発生。県内では30Bq/kg を超えるきのこ原木には買い手がつかない状況。（きのこ原木の指標値は50 Bq/kg）

(5) 安全確保の取り組みに対する理解増進と再生産可能な市場価格の回復が必要。引き続き県内13市町で出荷制限が指示されており、生産再開に向けて出荷制限の早期解除が必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

3 水産物被害等への対応

- (1) 水産物の放射性物質検査に関しては、引き続き、国の主導と全面的な経費負担により、検査実施体制を維持するよう要望します。
- (2) 出荷制限指示の対象水域については、放射性物質の検査結果等に基づき分割解除するなど、早期に利用再開が図られるよう要望します。

【現状と課題】

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者に対して正確な情報提供を行うためには、引き続き、漁獲物等の放射性物質検査の実施が必要であり、都道府県の水域を跨いで移動する水産物に関しては、国による検査実施体制の維持が必要。
- 国による出荷制限が指示された水域において、その後の放射性物質検査の結果、食品衛生法上の基準値を下回る測定値が増えてきていることから、検査結果や対象魚種の生態などに基づき、水域を合理的に分割するなど、速やかに出荷制限を解除し、漁業者や遊漁者等による水域の利用を早期に再開することが必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

4 風評被害の防止等

- (1) 農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、団体等が取り組む風評被害対策に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- わかめなどの岩手産品が他産地品に切り替えられ、取引が縮小したままとなっており、また、消費者の放射性物質による影響への不安などが払拭されていないことから、農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解いただくため、継続して適確な情報の発信に取り組むことが必要。
- 風評被害払拭のため、東日本大震災復興交付金や消費者庁の地方消費者行政活性化交付金等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、関係団体等においては、長期にわたる風評被害対策の取組が必要となっており、今後も継続した財政面での支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 流通課

《 要 望 事 項 》

5 放射性物質の影響防止対策

- (1) 農産物及び特用林産物の放射性物質の吸収抑制技術を早期に確立するよう要望します。
- (2) 生産者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むため必要な経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- 農産物については、平成 23 年度から国の試験研究機関などで吸収抑制技術の試験が実施されており、大豆栽培では、カリの施用により放射性セシウムの吸収を抑制できることが判明しているが、土壌タイプ別の基準や効果の持続期間などは不明。
- 大豆・そばについては、東日本大震災農業生産対策交付金を活用して、塩化カリの施用による放射性セシウムの吸収抑制に取り組むなど、継続して対策を講じ、農業者が安心して取組を実施できるよう、平成 27 年度以降も継続した支援が必要。
- しいたけ、山菜、野生きのこ等の特用林産物については、国の栽培管理ガイドラインの効果を継続して検証するとともに、山菜及び野生きのこの放射性物質の吸収動態を早期に解明し、放射性セシウムの吸収抑制対策の実施が必要。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課、林業振興課

14 復興特区制度の柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 復興特区制度の柔軟な運用

被災地の本格復興に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、特例の適用期間を延長するとともに、復興特区制度の柔軟な運用及び計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 復興産業集積区域の税制特例の適用等

- 産業集積区域における税制特例の適用対象事業者を指定できる期間は、震災特例法により平成 28 年 3 月 31 日までと規定されており、本県復興計画の期間と比較しても短い期間に限定。地域特性を生かした産業を集積し、本格復興を実現するためには、税制特例の適用期間の延長が必要。
- 新規立地促進税制については、指定を受ける事業年度に一定額以上の設備投資を行うなど、様々な要件を全て満たす必要があり、この特例を活用できる事業者は限定。

2 国における復興推進計画の審査

- 復興推進計画に定める事項は、東日本大震災特別区域法第 4 条第 2 項、同法施行規則第 4 条及び復興特別区域基本方針に定められているのみであり、計画審査における国の裁量が大きい状況。
- このため、審査過程で度重なる修正や緻密な追加作業を求められるなど、過度の事務負担が生じている状況。

【県担当部局】復興局 復興推進課、産業再生課

15 最終処分場の新設等に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 最終処分場の新設等に対する財政支援

県の公共関与の産業廃棄物最終処分場の後継となる処分場の整備費を補助するとともに、一般廃棄物最終処分場整備費について、財政支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 産業廃棄物最終処分場整備の支援

- 本県の産業廃棄物最終処分場は、災害廃棄物の埋め立てや、放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加により、残余容量が減少し、新設が必要。
- 後継施設の整備は、東日本大震災や福島原発事故への対応に伴うものであり、整備費も覆土量の増加で割高となっているため、財政支援が必要。

〔 本県では、平成 25 年度から産業廃棄物最終処分場整備候補地の選定を進めており、今年度中に最終候補地が決定される見込み。 〕

2 一般廃棄物最終処分場整備の支援

- 一般廃棄物最終処分場でも、放射線対策による覆土量の増加により残余容量が減少し、拡張や新設が必要であるが、覆土量の増加のため整備費が割高となっている状況。
- このため、循環型社会形成推進交付金事業に加えた手厚い財政支援が必要であり、また、用地選定や環境影響評価等に時間を要することを踏まえ、財政支援を一定期間継続することが必要。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課

16 直轄事業の着実な推進と全面的な財政支援

《 要 望 事 項 》

1 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間内である平成30年度までに全線完成するよう要望します。

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

釜石港及び大船渡港の湾口防波堤について、平成27年度末に予定されている復旧完了に向け、着実に事業を推進するよう要望します。

また、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、できる限り事業期間を前倒しの上、早期完成を図るよう要望します。

3 必要な予算の確保及び全面的な財政支援

被災地の早期復旧・復興に必要となる予算を確実に確保するとともに、復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き震災復興特別交付税による全面的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 「復興道路等」の早期完成

○ 県内の復興道路等の開通予定

開通予定	路 線	区 間	延長
平成27年度	三陸沿岸道路（吉浜道路）	(仮称)三陸IC～(仮称)吉浜IC	3.6km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野～宮守)	遠野IC～宮守IC	9.0km
	宮古盛岡横断道路(都南川目道路)	(仮称)川目IC～(仮称)田の沢IC	2.6km
平成29年度	三陸沿岸道路（山田～宮古南）	山田IC～宮古南IC	14.0km
	三陸沿岸道路（田老～岩泉）	(仮称)田老北IC～岩泉龍泉洞IC	6.0km
平成30年度	三陸沿岸道路（久慈北道路）	(仮称)侍浜IC～久慈北IC	7.4km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野住田～遠野)	遠野住田IC～遠野IC	11.0km

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

○ 県内の湾口防波堤等の復旧・整備予定

復旧・整備予定	施設名
平成 27 年度	釜石港湾口防波堤
	大船渡港湾口防波堤
平成 29 年度	宮古港竜神崎防波堤
平成 40 年度	久慈港湾口防波堤

3 必要な予算の確保及び全面的な財政支援

- 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、復旧・復興に係る直轄事業負担金は、震災復興特別交付税で全額措置されているが、被災地の早期復旧・復興を図るためには、引き続き全面的な財政支援が必要。

≪復旧・復興に係る本県の主な直轄事業の状況（災害復旧を除く）≫ (単位：百万円)

	H23 第 3 次補正		H24 当初		H25 当初		H26 当初	
	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金
道路(復興道路等)	60,678	11,265	83,606	15,722	96,175	18,358	100,824	20,066
港湾(湾口防波堤等)	500	169	4,690	1,663	7,128	2,526	7,244	2,647

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、港湾課

17 国営「復興祈念施設」の事業化及び高田松原津波復興祈念公園の早期事業化と全面的な財政支援等

《 要 望 事 項 》

1 国営「復興祈念施設」の事業化

復興の象徴となる国営「復興祈念施設」を平成 27 年度に事業化し、県が陸前高田市に整備する高田松原津波復興祈念公園内に、公園の核としてふさわしい規模・内容で整備するよう要望します。

2 復興祈念公園の早期事業化と全面的な財政支援及び技術的支援

国、県及び市でとりまとめている「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づいた復興祈念公園の実現に向けて、復興交付金による早期の事業化と、整備が完了するまでの間の全面的な財政支援及び技術的支援を要望します。

【現状と課題】

国では、県が整備する復興祈念公園全体と、復興祈念公園内に国が設置する復興祈念施設の基本構想を検討するため、県、市、学識経験者で構成する有識者委員会を平成 25 年 9 月に設置。委員会での検討やパブリックコメントを経て、本年 6 月に基本構想がとりまとめられるところ。

《 高田松原津波復興祈念公園基本構想（案）に掲げる 8 つの基本方針 》

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ①失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂 | ②東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承 |
| ③復興への強い意志と力の発信 | ④三陸地域に育まれた津波防災文化の継承 |
| ⑤公園利用者や市街地の安全の確保 | ⑥歴史的風土と自然環境の再生 |
| ⑦市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出 | ⑧多様な主体の参加・協働と交流 |

1 国営「復興祈念施設」の事業化

- 国は、平成 26 年度予算に「復興祈念施設基本計画検討調査費（1.2 億円）」を計上し、基本計画の策定に向けた検討・調査を進めるところであり、事業化に向け着実な推進が必要。

2 復興祈念公園の早期事業化と全面的な財政支援及び技術的支援

- 公園整備に係る概算事業費を約 100 億円と見込んでおり、その確保が最大の課題。
- 公園整備に当たっては、三陸地域のゲートウェイとして、震災の実情と教訓の伝承、津波防災文化の継承等に配慮した『道の駅「高田松原」』の再整備をはじめ、工事が進行する防潮堤等の災害復旧及び土地区画整理事業等の面整備と調整しながら進める必要があることから、早期の事業化が必要。

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課

18 災害復旧事業の事業期間延長及び適切な予算配分

《 要 望 事 項 》

1 災害復旧事業の事業期間延長及び適切な予算配分

災害復旧事業は、まちづくり等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業期間の延長とともに、事業期間に応じて適切に予算配分するよう要望します。

【現状と課題】

- 通常、災害復旧事業の予算措置は発災から3年までに行われるが、東日本大震災津波に関する災害復旧事業は、概ね5年での完了を目指しているところ。
- しかし、まちづくり計画等に関連する災害復旧事業は、住民との合意形成やまちづくりの進捗に合わせて実施する必要があることから、更なる事業期間の延長が必要。

《参考》

復旧・整備する海岸保全施設等（県土整備部所管）の完成予定時期

完成予定年度	～H25	H26	H27	H28	H29	計
河川・海岸数	16	1	27	12	9	65
うち災害復旧事業	15	0	15	7	5	42

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、港湾課

19 津波対策に対する恒久的で安定した財政支援の確立

《 要 望 事 項 》

1 津波対策に対する恒久的で安定した財政支援の確立

津波対策として整備する水門・陸閘等の電動化や遠隔操作化に伴い、地方公共団体が負担する維持管理費、修繕費、更新費が増加することから、その軽減を図るため、恒久的で安定した財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 県及び市町村は、東日本大震災津波において水門・陸閘等の操作員が多数犠牲となったことから、操作員の安全確保を図るため、電動化・遠隔操作化を行う必要があるが、統廃合等により水門・陸閘等の削減を行ってもなお、その数は大幅に増加する見込。
- 一方、これらを確実に稼働させるためには、施設整備後も電力料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費などが必要となるが、現行の財政支援は一部の費用しか補助・交付の対象とされていない状況。また、地方交付税制度においても、道路、河川、港湾、漁港等は面積・延長を単位としてその費用が基準財政需要額に算入されているが、水門・陸閘等は算入されていない状況。

《電動化・遠隔操作化のために必要となる主な費用と現行の財政支援状況》

区分	主 な 内 容	現行の財政支援状況	
		有無	補助率等
整備費	・通信施設（遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置等） ・電源設備（配電・分電装置、非常用発電機等） ・制御所建物（消防署・屯所等）	○	1/2（※1）
修繕費・更新費		○	1/2（※2）
維持管理費	・電力料 ・点検費用（保守定期点検、精密点検等）	×	—

※1 社会資本整備総合交付金（復興）、農山漁村地域整備交付金（地方負担分は震災復興特別交付税で全額措置）

※2 国土交通省所管：特定構造物改築事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業
農林水産省所管：農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備）

【県担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

20 警察施設移転に係る財政支援

《 要 望 事 項 》

1 津波浸水区域に立地する宮古警察署等の移転に係る財政支援

大規模災害時に広範囲かつ大規模な警察活動を迅速に行い、県民の生命・身体・財産を守るためには、警察署等が安全な場所に立地する必要があることから、津波浸水区域に立地する宮古警察署及び職員待機宿舍の移転費用に要する地方負担分について、震災復興特別交付税により支援するよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波により、宮古警察署は、浸水のため1階の庁舎機能が全滅し、警察機能を早期回復するため同年4月から応急改修実施。
- 留置施設については津波再来に備え隣接の岩泉警察署へ委託留置することとし、改修を実施せず警察機能は完全に復旧していないところ。
- 震災時に防災拠点としての役割を十分に果たせなかった教訓から、津波浸水予想区域外への移転が必要不可欠。
- この移転新築事業は、警察署が防災拠点として機能するために不可欠であり、東日本大震災津波からの復興のための重要な事業であることから、東日本大震災復興特別会計の施設整備補助金事業とし、地方負担分について震災復興特別交付税による支援のもと整備を進めたい。
- 宮古警察署と同一敷地内にある職員待機宿舍は、浸水のため1階全戸が使用不能となり、入居を停止し未改修。
- 移転する宮古警察署の集団警察力及び居住者の安全を確保するため、待機宿舍の警察署への近接整備を進めているところであり、防災拠点となる警察署の警察力確保のために不可欠であることから、宮古警察署同様の財政支援により整備を進めたい。

【県担当部局】警察本部 会計課

21 復興のために新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置

《 要 望 事 項 》

1 地方負担の軽減

東日本大震災津波からの復興に必要な交通安全施設等整備事業に要する経費は、多額の県の負担を必要とすることから、震災復興特別交付税の交付等により県の負担を軽減するよう要望します。

また、今回の震災被害を教訓に、県全域の交通安全施設の防災機能を強化する必要があることから、その整備に要する経費について、震災復興特別交付税の交付等により、県の負担を軽減するよう財政措置を要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波からの復興に必要な交通安全施設等整備事業に係る国庫補助金取扱要綱では、通常の国庫補助事業と同様に補助金の交付額が補助事業の事業種別ごとに定める数量、単価等を基準として算定した所要額に10分の5を乗じた額とされており、交通安全施設の整備に当たり多額の県の負担を要することから、県の負担を軽減する国の全面的な財政措置が必要。
- 今回の震災で県全域が長時間にわたり停電し、信号機が滅灯したことは、震災直後の避難や緊急的な活動に大きな影響を与えたことに鑑みて、甚大な被害を受けた沿岸被災地域だけでなく、県全域で交通安全施設の防災機能強化の対策が必要。
- 沿岸被災地域の交通安全施設については、国の財政措置により防災機能の強化が図られたものの、沿岸被災地域以外の交通安全施設の防災機能強化に係る事業は、通常の国庫補助事業であるため整備に多額の県の負担を要することから、県の負担を軽減するよう国の全面的な財政措置が必要。

【県担当部局】警察本部 交通規制課

22 被災者の生活再建に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

(1) 応急仮設住宅に係る維持経費等に対する支援

応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費を災害救助法に基づく救助の範囲内とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うよう要望します。

(2) 応急仮設住宅間の転居費用に対する支援

みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間延長に伴い、団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用を、災害救助費の対象とするよう要望します。

(3) 用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に対する支援

用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費について、国による支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

(1) 応急仮設住宅に係る維持経費等に対する支援

- 現行制度では、実施できる救助が限定されており、地域の状況にきめ細かに対応した迅速かつ適切な救助が難しく、また、県財政に相当の負担が生じている状況。

〔具体例〕

- ・ 応急仮設住宅に係る維持経費（雨漏り、給排水の水漏れ・つまり、給水凍結等の修繕等）
- ・ 応急仮設住宅の設備の保守管理及びコミュニティ確保対策のための施設整備（ベンチ、プランター、遊具等）

(2) 応急仮設住宅間の転居費用に対する支援

- 応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合であっても、被災者が移転費用を負担しなければならない状況。

(3) 用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に対する支援

- 用途廃止した応急仮設住宅を市町村等が、他用途に活用する場合、市町村が多額の解体撤去費用を負担しなければならない状況。

【県担当部局】復興局 生活再建課

《 要 望 事 項 》

2 被災者生活再建支援制度の拡充

広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に増額するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大するよう要望します。

【現状と課題】

- 現行制度では、全壊の場合、被災者生活再建支援金の支援額の上限は300万円であるが、住宅再建には不十分。

[例：1,000万円の住宅を建てる場合]

- ① 住宅取得に係る経費 1,000万円
 - ② 支援制度による補助等 515.3万円
(内訳) 利子補給、新築補助(バリアフリー・県産材) 115.3万円
被災者生活再建支援金 300万円、被災者住宅再建支援事業 100万円
- ①-②=484.7万円(被災者自己負担額)

- 半壊世帯においても住宅再建のために多額の資金が必要。

【県担当部局】復興局 生活再建課

《 要 望 事 項 》

3 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決に向け、国による積極的な支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 個人の住宅ローン等に関する二重債務問題については、被災者の生活再建に大きな障害
- 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」については、平成23年8月の運用開始以降の債務整理成立件数が平成26年4月11日現在905件(うち岩手県分 238件)となっており、制度の目的・内容等に係る被災者への周知と債務整理の促進が大きな課題
- ガイドラインの成立には債権者である金融機関の全ての合意が必要であり、私的整理という仕組みではなく、法整備を求める請願が県議会に提出され、採択されているところ。

【県担当部局】復興局 生活再建課

《 要 望 事 項 》

4 消費税増税の慎重な最終判断及び被災地に配慮した対策の実施

消費税増税の最終判断に当たっては、被災地の経済実態を的確に把握した上で、慎重に判断するよう要望します。

また、消費税増税と増税によって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないよう国において被災地に配慮した実効性のある対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 消費税率については平成26年4月1日より8%となり、さらに平成27年10月1日より10%に引上げが予定されているところ。
- 消費税率引上げに伴う被災者支援策として、平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において、被災者の住宅再建に係る給付措置が講じられたところ。
- 復興を本格的に推進していく時期に、被災地に税負担が重くのしかかると、被災地の経済の落ち込みに伴い、復興の阻害要因となるおそれがあるところ。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室

23 地域公共交通確保維持改善事業における 被災地事業の継続

《 要 望 事 項 》

1 特定被災地域公共交通調査事業の事業実施期間の延長

被災市町村における宅地造成や災害公営住宅の整備には相当の時間を要する状況であり、引き続き、復興の進捗に応じた交通体系の見直しが必要であることから、仮設住宅や仮設校舎等が相当程度解消されるまで、事業実施期間を延長するよう要望します。

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例期間の延長

指定被災市町村では、補助路線の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、特例期間を延長するよう要望します。

併せて、被災市町村の指定に当たっては、全市町村を指定するよう要望します。

【現状と課題】

1 特定被災地域公共交通調査事業の事業実施期間の延長

- 被災市町村では、当該事業を活用しながら、仮設住宅居住者等の生活交通を確保しているところ。
- 当該事業の実施期間は、平成 27 年度までとされているが、被災市町村における嵩上げ等の宅地整備や災害公営住宅の整備には相当の時間を要する状況であり、今後も、まちづくりに合わせた生活交通を確保するための実証運行等が必要となることから、実施期間の延長が必要。

区 分	内 容
補助上限額	6, 0 0 0 万円 (定額) ※H26年度から引上げ (H25年度までは4, 500万円)
事業内容	仮設住宅と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行 (公共交通利用実態調査、デマンドタクシーや乗合バスの実証運行等)
補助対象期間	最大 5 年間 (H23～27年度)
導入市町村	【10市町村】 ※補助対象市町村：沿岸12市町村 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の事業実施期間の延長

- 幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対し運行欠損額の補助が行われているが、指定被災市町村においては、補助要件緩和などの特例措置が講じられているところ。
- 特例措置の期間は、平成 27 年度までとされているが、指定被災市町村では、補助路線の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、特例期間の延長が必要。
- 指定被災市町村は、毎年度見直しのうえ指定され、指定を受けた市町村に関係する路線は、輸送量要件緩和等の特例措置の対象となるもの。(H25年度は、61路線のうち23路線が特例措置対象。)
- 被災市町村の指定に当たっては、沿岸12市町村だけでなく、内陸の市町村でも震災以降輸送量が低迷している状況にあることから全市町村の指定が必要。

【県担当部局】政策地域部 地域振興室

24 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

《 要 望 事 項 》

1 事業復興型雇用創出事業の事業実施期間の延長等

正規雇用の確保に時間を要することから、平成26年度末までとされている「事業復興型雇用創出事業」の事業着手時期及び事業実施期間を延長し、事業を継続して実施できるよう交付金の追加交付を要望します。

また、再雇用された者も全て対象とするとともに、雇用時期が平成23年11月21日以前であっても対象とするよう、要件の緩和を要望します。

2 震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間の延長

被災者支援業務等の継続が必要であることから、「震災等緊急雇用対応事業」の事業実施期間を延長するとともに、交付金の追加交付を要望します。

【現状と課題】

1 事業復興型雇用創出事業の実施期間の延長等

- 事業所の再開は進んでいるが、震災前の状態まで復旧した事業所は少なく、まちづくり計画の進捗と合わせ事業再開が平成27年度以降となる事業者が多数いる状況。
- 規模を縮小して事業再開せざるをえず、再雇用を優先するため新規雇用が困難。

2 震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間の延長

- 未だに被災者のコミュニティ支援業務等の短期雇用を活用。
- 応急仮設住宅等の入居者割合は依然として高く、入居期間も長期にわたるといふ想定であり平成27年度以降も被災者支援業務等の継続が必要。

【事業の執行状況】

事業復興型雇用創出事業

(単位：億円)

配分額	事業実績				26年度以降 執行可能額
	23年度	24年度	25年度 (見込)	計	
370.6	2.9	111.3	168.7	282.9	87.7

震災等緊急雇用対応事業

(単位：億円)

配分額	事業実績				26年度以降 執行可能額
	23年度	24年度	25年度 (見込)	計	
247.9	—	131.5	69.9	201.4	46.5

[現行制度における要件]

- ① いずれの事業についても、平成26年度末までに事業を開始すること。
- ② 事業復興型雇用助成金の対象となる再雇用者の割合は8割までに制限されているとともに、対象となる労働者の雇用時期は、平成23年11月21日以降に制限されていること。

【県担当部局】 商工労働観光部 雇用対策・労働室

25 医療提供施設や社会福祉施設の 復旧・復興に向けた支援

《 要 望 事 項 》

東日本大震災津波により、医療提供施設等が甚大な被害を受けた本県の沿岸市町村においては、今後、まちづくり計画の進捗等に伴い、医療・福祉の復興が本格化する局面を迎えます。

できる限り早期の復興が求められている一方で、地域の実情に応じた息の長い取組による支援が必要となっていることから、次のとおり要望します。

1 被災地における医療提供体制の確保

(1) 被災した医療機関の復興に向けた継続的な支援

被災した医療機関の復興に向け、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であり、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るよう要望します。

(2) 被災地における医療従事者の確保

地域の医療機関の復興に向け、長期的かつ継続的に医師や看護師などの医療職員等を確保することが重要課題であり、また震災による心のケアをはじめとした新たな医療ニーズも生じていることから、医療従事者の確保とそれに要する経費に対して十分な支援を行うよう要望します。

2 児童福祉施設等の復旧に対する支援継続

東日本大震災津波被害により、建物が全壊するなど甚大な被害を被った施設においては、復旧とともに移転を検討しているところですが、用地の確保等に時間を要していることから、平成27年度においても当該災害復旧事業を継続するよう要望します。

また、「原形復旧」の原則にとらわれず、施設の移転等を認めるなど、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地における医療提供体制の確保

(1) 被災した医療機関の復興に向けた継続的な支援

- 医療機関の移転新築等の候補地が、かさ上げや区画整理の対象となり、再生基金の設置期間（平成 27 年度）までに、移転新築等が困難な事例が発生。
- 平成 27 年度以降も移転新築等への支援が必要であり、基金の設置期間の延長（最低でも県の計画期間である平成 30 年度までの延長）が必要な状況。

(2) 被災地における医療従事者の確保

- 被災者健康支援連絡協議会や、各医学学会、日本医師会等からの医師、看護師等の医療関係者の派遣支援はほぼ終了。（小児学会による気仙地区の健診活動支援継続）
- 即戦力医師招聘事業による招聘医師は平成 23 年度 24 人、平成 24 年度 25 人、平成 25 年度 10 人。
- 招聘により勤務している医師の今後の勤務継続の可否、また、平成 27 年度以降に予定されている沿岸部の被災した県立病院再建後の医師、看護師の確保見通しが不透明。
- 震災による精神医療等、新たな医療ニーズに対応する医師、看護師等医療関係者の確保が必要。

2 児童福祉施設等の復旧に対する支援継続

- (1) 東日本大震災津波に伴う災害復旧事業は、実施期間が定められておらず平成 27 年度以降の取扱いが未定。
- (2) 災害復旧は「原状復旧」が原則で、施設の移転に当たっては国と協議が必要とされているが、地域の実情に応じた弾力的な運用が必要。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援課、医療政策室

26 基金等を活用した取組に対する継続的な支援

《 要 望 事 項 》

東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた取組を継続して実施していくため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び安心こども基金（保育所緊急整備事業）等について、中長期にわたる制度として安定した財源の確保を図るよう要望します。

1 基金等を活用した取組に対する継続的な支援

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用した取組に対する継続的な支援

災害公営住宅における高齢者等の見守り体制の構築等復興に向けた取組を継続して実施していくため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金について、継続あるいは新たな基金（財源）を創設するよう要望します。

(2) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）の設置期間の延長

応急仮設住宅等での生活の長期化、復興住宅への移転に伴う生活環境の変化等による被災者の健康状態の悪化が危惧されるところであり、引き続き健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に取り組む必要があることから、平成26年度末となっている介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）の設置期間を延長するよう要望します。

(3) 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の継続的な支援

被災者の生活再建に向けた生活支援相談員による相談支援、福祉コミュニティの再生等の取組については、平成27年度以降も継続して中長期的に取り組む必要があることから、安定した財源の確保がなされるよう、基金の設置期間を延長するとともに、基金の積み増しを行うよう要望します。

(4) 安心こども基金（保育所緊急整備事業）の恒久化

被災地の復興に向けた保育所整備には相当期間を要し、被災による保育需要の変化に対応した整備については、今年度中の事業実施が困難であることから、保育所整備の助成事業を平成 27 年度以降も実施できるよう、安心こども基金（保育所緊急整備事業）を恒久的な制度とし、安定した財源の確保を図るよう要望します。

(5) 被災者のこころのケア対策に係る補助制度の継続的な支援

被災者に対するこころのケアについては、中長期的に取り組む必要があることから、被災地心のケア支援体制整備事業費補助金を平成 27 年度以降も継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 各基金の設置期限が平成 26 年度までとされ、延長される場合であっても 1 年単位。
- 被災地心のケア支援体制整備事業費補助金も 1 年限りの補助制度となっており、財源として不安定な状況であることから、中長期的な被災者支援の取組の見通しを立てることが困難。

【県担当部局】 保健福祉部 保健福祉企画室、健康国保課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援課

27 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に係る財政支援は、平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金及び地方公共団体等の財政負担により行うこととされています。

被災者の生活は依然厳しい状況であり、また市町村等の保険者の財政状況も厳しいことから、十分な財政支援を講じるよう要望します。

1 一部負担金(利用者負担)の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度及び障がい福祉サービス等において、被災した被保険者及び保険者等の置かれている厳しい状況を踏まえ、一部負担金(利用者負担)の免除及び保険料(税)の減免に要した費用について、平成24年9月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 住家が全半壊したなどの一定の要件に該当する者の一部負担金の免除及び保険料(税)の減免措置について、減免に要した費用を全額(10/10)国が補填する特別な財政支援が、平成24年9月30日で終了し、平成24年10月1日から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更。
- 本県では、一部負担金の減免措置に対する財政支援については、被災者の医療及び福祉サービス(介護・障害)を受ける機会の確保に努める必要があることから、県内全市町村において、平成24年10月以降も引き続き減免措置が講じられるよう、県内統一した財政支援を実施。
- 保険料(税)の減免措置に対する財政支援については、国の特別調整交付金の基準を満たしておらず、県単独で支援を行うことは財政的に困難であることから、財政支援は未実施。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課、長寿社会課、障がい保健福祉課

28 教育の復興に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 学校・公立文教施設の復旧整備に対する支援

被災地の市町村立学校においては、今後も災害復旧に向けた整備が必要となることから、全面的な財政措置を継続するよう要望します。

また、公立社会教育施設の災害復旧に係る財政措置についても、平成 27 年度までとされている復興交付金制度の期間を延長し、復興が完了するまでの間、継続するよう要望します。

2 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）等の派遣等に要する経費について、全面的な支援を継続するよう要望します。

3 復興教育の取組に対する支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育てる復興教育の考え方に基づいた教育活動を全県で進めていくため、各学校の取組推進に要する経費に対し十分な財政支援を行うよう要望します。

4 教職員の確保等

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

5 大学入試センター試験の被災地臨時会場での継続実施

大学入試センター試験については、平成 26 年度試験に引き続き、当面の間、岩手県立釜石高等学校及び大船渡高等学校を臨時会場として実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 学校・公立文教施設の復旧整備に対する支援

- 東日本大震災津波の甚大な被害を受けた沿岸部の小中学校のうち移転を伴わない被災校の復旧整備については、平成26年度にほぼ完了する予定であるが、移転する必要がある被災校の復旧整備が今後も見込まれるため、継続した財政支援が必要。

《学校施設の復旧整備状況》

区 分	沿岸部被災校数	平成25年度末復旧済校	平成26年度末復旧見込(累計)	平成27年度末復旧見込(累計)	平成28年度末復旧見込(累計)	平成29年度末復旧見込(累計)
小中学校	67校	49校	49校	61校	63校	64校
県立学校	19校	18校	19校	19校	19校	19校

※小中学校の沿岸部被災校のうち、3校については統合により校舎復旧建設見込み無し。

2 児童生徒の心のサポートに対する支援

- 平成25年9月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、131千人余の児童生徒のうち12.0%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、「緊急カウンセラー等派遣事業(国委託事業)」により実施しているところであるが、阪神・淡路大震災の際においても、発災直後から数年間にわたり心の健康について教育的配慮を要する児童生徒が多くいたことを踏まえ、中長期的な支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきていることから、福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要。

《スクールカウンセラー等配置状況》

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スクールカウンセラー人数 (配置校数)	67人 (217校)	63人 (215校)	63人 (238校)	63人 (255校)
巡回型カウンセラー人数 (配置校数)	5人 (80校)	8人 (91校)	11人 (114校)	13人 (未定)

※1 スクールカウンセラーは、全県の公立学校を対象とし、定期的に配置校を訪問

※2 巡回型カウンセラーは、被災地の公立学校を対象とし、ニーズに応じ軽重をつけた訪問

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
配置教育事務所	4事務所	4事務所	4事務所	6事務所
配置人数合計	9人	9人	9人	12人

3 復興教育の取組に対する支援

- 「いわての復興教育」の全県的な推進のため、これまで、推進校の指定、教育プログラムの作成、副読本の作成などに取り組んでいるが、復興教育の着実な推進を図り、地域連携型の防災教育の展開など、さらなる特色ある復興教育活動の充実・発展を図るため、各学校の活動費に対する継続かつ十分な支援が必要。

《国庫の配分状況－復興教育支援事業費》

	平成23年度～平成24年度(繰越事業)	平成25年度	平成26年度
国予算枠	200,000千円	100,000千円	50,000千円
本県配分額	40,176千円	30,328千円	22,002千円

4 教職員の確保等

- 平成 23 年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、児童生徒の心のサポートや学習支援等、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置。
- 震災後しばらく経ってからの発症が予想される心的外傷性ストレス障害（PTSD）等への対応のため、中長期的な加配措置の継続が必要。

《教職員の加配措置状況》

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
235人	227人	237人	247人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計

5 大学入試センター試験の被災地臨時会場での継続実施

- 大学入試センター試験の県立釜石高等学校試験場の対象校（県立釜石高等学校、同大槌高等学校）に通学する生徒（現 2 年生・現 3 年生）529 名のうち 141 名（構成比：27%）が、未だに仮設住宅から通学している。
- また、生徒の通学手段である J R 山田線は復旧の目途が立っていないことから、これら地区の生徒の通学の不便さが際立つなど、被災者は精神的・経済的な負担を強いられている。

《過去 3 年における大学入試センター試験の臨時会場での志願者数》

試験場	平成 24 年度試験	平成 25 年度試験	平成 26 年度試験
岩手県立釜石高等学校試験場	178 名	186 名	193 名
岩手県立大船渡高等学校試験場	283 名	302 名	309 名

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、生涯学習文化課、教職員課

29 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援

《 要 望 事 項 》

1 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援の継続

現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政負担も増加することに鑑み、平成 28 年度以降も復興交付金制度を継続して活用できるよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 28 年度以降も復興関連発掘調査事業が見込まれるものの、復興交付金の事業期間は、制度要綱に基づき平成 27 年度までとされていることから、復興交付金制度の継続が必要。

【県担当部局】 教育委員会事務局 生涯学習文化課

30 復興支援活動を行うNPO法人等への支援の継続

《 要 望 事 項 》

1 NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の継続

平成27年度以降も「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を継続するとともに、当該事業を実施するNPO法人等の負担を軽減するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成23～24年度は、新しい公共支援事業によりNPO法人等への活動費助成(10/10)を行ったが、同事業は平成24年度限りで廃止され、平成25年度、内閣府では「復興支援活動を行うNPO等への支援」という新しいスキームで被災3県を対象とする新規事業を措置。
- 当該事業は、平成26年度についても継続実施されることとなったが、事業主体の自己負担が2割となり、また、現状では平成26年度限りとされていることから、今後、財政基盤の脆弱なNPO法人等の負担が増加することが懸念。

年 度	平成23・24年度	平成25年度	平成26年度
事 業 名	新しい公共支援事業	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業
負担割合	国：10/10	国：20/30 県：7/30 事業主体：3/30	国：20/30 県：4/30 事業主体：6/30

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

31 水産業の復旧・復興支援

《 要 望 事 項 》

1 漁業と流通・加工業の一体的な再生

- (1) 漁業生産の早期回復を図るため、地域に必要な生産関連施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、担い手の確保・育成と漁業経営の安定化に向けた取組への支援を拡充するよう要望します。
- (2) 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、水産流通加工施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路の回復・拡大のための取組への支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 生産関連施設等の復旧・整備への支援等

- 本県水産業の復興に向け生産の再開が進みつつあるが、引き続き、漁船、養殖施設、水産業共同利用施設等の復旧・整備が必要。また、震災の影響や高齢化等による漁業就業者の減少が懸念されることから、新規就業の促進や漁業経営の安定化に向けた取組が必要。

《施設復旧割合(平成25年度末)》

漁船	約7割
養殖施設	約6割

《生産再開割合》

定置網漁業操業再開	約8割
養殖ワカメ生産量(平成25年春)	約7割

2 水産流通加工施設等の復旧・整備への支援等

- 県が実施した被災事業所復興状況調査(平成26年2月)によると、水産加工業者が抱える課題として、「売上の減少や利益率の低下」や「取引先数の減少」が挙げられている状況。

《参考：拡充の基礎となる国の既存事業》

要望事項	国の既存事業
担い手の確保・育成	漁業復興担い手確保支援事業
漁業経営の安定化	漁業・養殖業復興支援事業(がんばる漁業・養殖)
販路の回復・拡大	加工原料等の安定確保取組支援

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

2 サケ及びアワビ等栽培漁業の再生

(1) 震災の影響により本県への回帰の減少が懸念される秋サケ資源について、安定的な資源造成を図るため、資源が震災前の状態に回復するまでの間、稚魚放流に要する経費への支援を継続するよう要望します。

また、減少している本邦系サケ資源の回復を図るため、国において資源変動要因を解明し、稚魚生産・放流技術の改善等の対策を構築するよう要望します。

(2) 震災により全壊したアワビ、ウニ、ヒラメ等の種苗生産施設は復旧したところですが、漁業者・漁協が種苗を放流し、資源が回復するまでの間、種苗放流に要する経費への支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- かつて3～4%あった本県のサケ回帰率は、平成11年度以降2%前後、22～25年度は1%前後まで低下。今後、震災の影響による回帰資源の減少が少なくとも29年度まで続くと予想され自営定置網を主な収入源とする各漁協の経営の悪化、漁業、養殖業の復興への著しい影響が懸念。
- アワビ、ウニ、ヒラメ等の放流事業主体である各漁協は、震災からの復旧復興事業による多額の負債、燃油や飼料の高騰、電力料金値上げ、消費税増税による種苗生産経費の増大などの課題を抱えており、自立的な種苗生産・放流体制を再構築するため震災前の漁業実態に戻るまで支援の継続が必要。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

3 漁港等の復旧・整備

(1) 東日本大震災津波からの復旧・復興のためのまちづくりとして地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設に係る地方負担分について、災害復旧事業と同様の財政措置を継続するよう要望します。

(2) 災害復旧事業について、まちづくりなど関連する他事業との調整が必要なことから、事業期間の延長を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 整備する防潮堤高が高くなったこと等により、13地区で防潮堤の新設が必要。
- 平成27年度以降の事業費は概ね120億円であり、県及び市町村の負担が増大。
- まちづくり計画との調整等に時間を要することから、事業進捗に対応した事業期間の延長が必要。

【県担当部局】 農林水産部 漁港漁村課

32 農業・農村の復旧・復興支援

《 要望事項 》

1 農地の復旧・整備に向けた支援措置の充実

東日本大震災津波は、通常の災害とは全く異なる事象であることを考慮し、農地の復旧・整備に伴うガレキ混じり土の処理について、強力な支援を継続するよう要望します。

2 被災農家の経営再開への支援

地域農業の再生と経営再開を確実なものとするため、経営再開の意志のある被災農家の活動を支援する被災農家経営再開支援事業を平成 27 年度以降も継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 農地の復旧・整備に向けた支援措置の充実

- 被災した沿岸部の農地の復旧・整備の前提となる農地上の「ガレキが混入した津波堆積土の処理（以下「ガレキ混じり土の処理」という。）」について、平成 25 年度までは環境省の「災害等廃棄物処理事業」で行ってきたが、同事業は平成 25 年度で終了。

工程 区分	1 剥ぎ取り ガレキ混じり 土の掘削積込	2 運搬 分級施設への 運搬	3 処理 分級処理もし くは焼却処理	4 再資源利用 利用現場への 運搬
環境省事業で処理する場合 (平成 25 年度まで)	← 災害復旧事業・復興交付金事業		← 環境省事業	
災害復旧事業・復興交付金事業で処理する場合 (平成 26 年度以降)	← 災害復旧事業・復興交付金事業			

事業費増となる部分

- これまで着手できなかった農地の復旧・整備を進めるに当たっては、ガレキ混じり土の処理費用を追加計上する必要があり、農地等災害復旧事業と東日本大震災復興交付金事業における総事業費の増加が見込まれることから、増額変更の承認に当たって、引き続き国による強力な支援が必要。

2 被災農家の経営再開への支援

- 平成 27 年度以降も、農地等の復旧が進んでいない地区において農業者からの要望が見込まれることから、事業の継続が必要

【県担当部局】農林水産部 農村計画課、農業振興課

33 海岸防災林の復旧・整備支援

《 要 望 事 項 》

1 海岸防災林の復旧・整備への支援

海岸保全施設完成後でなければ復旧に着手できない海岸防災林について、復旧事業が完了するまでの間、植栽に係る震災復興特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 海岸防災林の復旧に係る植栽については、平成 24、25、26 年度とも県負担分に対し震災復興特別交付税措置がなされているが、復旧事業が完了するまでの間、継続して措置が必要。

《海岸防災林別復旧計画》

(単位：地区)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
着手	1	3	3	3	10			20
完了			1	2	6	9	2	20

【県担当部局】農林水産部 森林保全課

34 被災企業等への支援策の拡充

《 要 望 事 項 》

被災地においては、区画整理事業等まちづくりの進捗に合わせて、今後、本格復興に着手する事業者が多数見込まれることから、被災企業等への支援策の継続等について以下のとおり要望します。

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続等

被災事業者の施設・設備の復旧を支援するため、平成 27 年度以降も確実に財源を確保し、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を継続するよう要望します。

新たなグループの組成が困難となっている小規模企業については、既に認定したグループへの追加により利用促進を図っているところですが、その場合の採択要件の緩和など柔軟に対応するよう要望します。

また、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施できるよう必要な予算措置を講じるとともに、資材価格等が高騰し事業実施に支障が生じている事業者もいることから、補助金の増額などの対応を要望します。

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

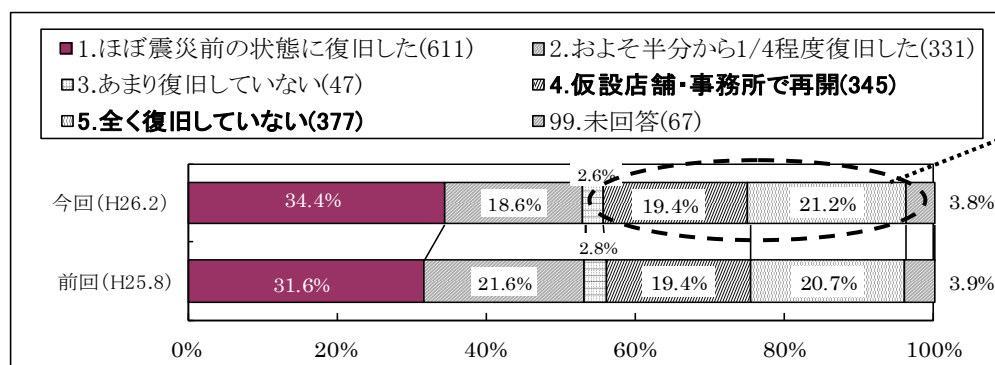
被災事業者の二重債務問題の解決に向け、引き続き債権買取支援等を行うため、平成 27 年度以降も確実に財源を確保し、産業復興相談センター事業を継続するよう要望します。

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）の十分な予算措置等

被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、平成 27 年度以降も必要な基金の積み増しを行うとともに、市町村長等が策定する「まちなか再生計画」の認定にあたり、手続きを迅速に行うなど被災地の実情に応じて柔軟に対応するよう要望します。

【現状と課題】

《被災事業所復興状況調査（事業所の復旧状況）》



仮設店舗等で再開、未復旧
⇒ これらの多くは本設移行の際に補助事業の活用が見込まれる

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続等

- 区画整理事業を予定している地域では、建物の着工が平成27年度以降とならざるを得ない事業者も多く、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられていること。
- 既認定グループに構成員を追加する場合でも、新規採択と同様の手続や審査が行われ、小規模企業が参加するには厳しい要件（構成員追加によるグループへの波及効果など）となる場合があること。
- 再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要となっていること。
- 交付決定後、相当の期間を経過している事業者の中には、資材高騰などにより自己負担が増加しているところもあり、これらから補助金額の増額を求められていること。

《グループ補助金の交付決定状況》

区分	事業者数	交付決定額
H23	30グループ 295者	437億円
H24	65グループ 864者	316億円
H25	16グループ 85者	29億円
合計	111グループ 1,244者	782億円

《グループ補助金の繰越・再交付の状況（H25⇒H26（県予算ベース））》

	件数	金額
明許繰越	74件	30億円
事故繰越	239件	100億円
再交付	100件	33億円

事故繰越を行ったもののうち、H26年度内に事業完了しないものに対して、H26年度末に再交付手続が必要。

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

- 産業復興相談センター事業の継続には運営費など国の予算措置が必要であること。

《産業復興相談センターの支援状況（平成26年3月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応			債権買取等支援に向けた検討・作業中
	債権買取	長期返済猶予	新規融資	
496	94	36	19	23

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(商業施設等復興整備補助事業)の十分な予算措置等

- 国の平成25年度補正予算において30億円が措置（基金管理団体に対し補助）。
- 被災地においては、今後、本設による商店街の再生が本格化していく見込み。
- 補助採択の前提として、「まちなか再生計画」の国の認定が必要であるが、その認定基準が多岐にわたっており、市町村における策定作業に相当の労力や時間を要することが見込まれる状況であること。

《「まちなか再生計画」の認定基準》

周辺住民等に必要な各種施設、商業施設や戸建店舗の配置、区域内の動線確保、回遊性、滞留性等

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課

35 JST復興促進センターの継続設置及び復興促進のプログラム実施に対する予算措置

《 要 望 事 項 》

- 1 JST復興促進センターの継続及び復興促進のプログラム実施に係る予算措置
- 被災地企業の復興はこれから本格化し、なりわいの再生には中長期に渡る継続的な取組が必要であることから、JST復興促進センターを平成27年度以降も継続して設置するとともに、同センターが復興促進のために実施するプログラムの新規採択分の産学共同研究費など必要な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 独立行政法人科学技術振興機構JST復興促進センターは、設置期間が平成26年度までとされているが、被災地企業の復興を加速する極めて重要な機関。
- 平成24年度、「復興促進プログラム（マッチング促進）」として、マッチングプランナーが被災地企業のニーズと大学等の研究シーズをマッチング。当該産学共同研究費に対して支援。
- しかし、平成25年度以降の新規採択に係る研究費は国において措置されず、JSTの運営費等で賄われている状況で予算規模が縮小（「研究成果最適展開支援プログラム」として実施）。
- 支援額もH24最大2,000万/年 → H26最大300万/年と縮小。
- 被災地では、本格的な復興の取組はこれからという企業が多く、センターの継続設置及び国の確実な予算措置による復興促進のプログラム実施が必要。

《 JST復興促進センター盛岡事務所における「マッチング促進」の新規採択状況 》

	H24	H25※	増減
事業名	復興促進プログラム	研究成果最適展開支援プログラム	—
研究費財源	復興特別会計	JST運営費	—
申請件数	133件	46件	▲87件
採択件数	56件	25件	▲31件
採択率	42%	54%	—

※H26も同スキームにより事業が実施されていること。

【県担当部局】政策地域部 科学ILC推進室

36 観光復興に向けた支援策の拡充

《 要 望 事 項 》

1 沿岸地域の誘客促進への支援

震災学習を中心とした新たな観光地づくりや、二次交通の拡充など沿岸地域への誘客促進の取組に対し、新たな補助制度の創設を含め総合的な支援を講じるよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

国内に比べ回復の遅い海外からの誘客を促進するため、本県を含む東北へのプロモーションを重点的に実施するとともに、誘客促進の取組に対し、新たな補助制度の創設を含め総合的な支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

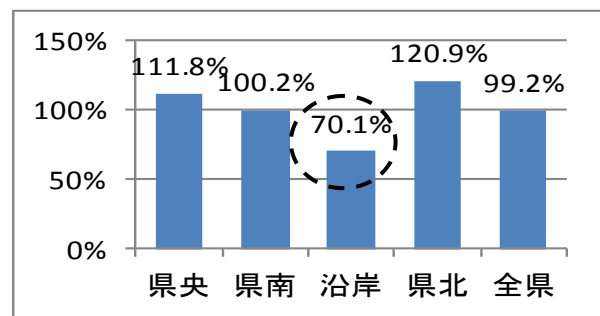
1 沿岸地域の誘客促進への支援

- 観光客入込数は、県全体では概ね震災前の水準に回復しているものの、被災した沿岸地域は震災前の約7割にとどまっている状況。
- 本県は県土が非常に広く、二次交通が不十分であり、内陸から沿岸地域への観光客の誘導が進んでいない状況。

2 海外からの誘客促進への支援

- 訪日外客数が過去最高を記録し1,000万人を突破するなかで、本県を含む東北地域に対しては未だに放射能の風評被害が根強い市場があり、観光客の回復スピードが遅い状況（本県の外国人観光客数は、震災前の約7割に止まる状況）。

観光客入込数(延べ)H25.4-12月対H22同期比



【県担当部局】 商工労働観光部 観光課

37 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ 航空路線の維持・拡充

《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻～名古屋小牧路線の維持・拡充に向けた全面的支援

本県と名古屋圏を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」の維持・拡充に向け、継続的かつ全面的な支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運航されている「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業の振興や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする観光振興にも大変寄与しており、東日本大震災津波からの復興に向け非常に重要であることから、当該路線の維持・拡充に向け国の全面的な支援が必要。



【県担当部局】 県土整備部 空港課

38 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

《 要 望 事 項 》

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、応援職員の確保や事業用地の取得など、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために知恵を絞り取組を進めているところですが、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みが構築されるよう、以下のとおり提案します。

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）や大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づく職員派遣制度が有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興期に不足が見込まれる技術職員等を確保・育成する体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう提案します。

2 復興に係る土地等の私有財産制限のあり方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益であり、その前提には用地取得があります。

将来の発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害から迅速に復興することができるよう、復興に係る公共の利益の増進と土地等の私有財産の制限のあり方などについて、幅広い議論・検討を進めるよう提案します。

【現状と課題】

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では必要な職員確保が難しい状況。特に漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難。

《岩手県における職員確保状況》

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H24	88人	88人	139人	36人	351人	▲59人
H25	108人	171人	163人	44人	486人	▲105人
H26	131人	77人	170人	59人	437人	▲72人
増減	+23人	-94人	+7人	+15人	-49人	—

《市町村における職員確保状況》

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H24	366人	321人	▲45人	87.7%
H25	628人	596人	▲32人	94.9%
H26	749人	669人	▲80人	89.3%
増減	+121人	+73人	—	—

2 復興に係る土地等の私有財産制限のあり方検討

- 東日本大震災津波からの復旧・復興のためには、次のとおり、膨大な数の事業用地について、迅速に取得することが必要。

《県事業関係》（平成26年3月末現在）

地区数	契約予定件数	懸案件数					合計
		所有者不明	行方不明	共有・相続未処理 (複数所有者)	抵当権等	重複調整	
157	5,308	34	29	911	743	△80	1,637

※ 用地取得が必要な167地区のうち、157地区について権利者調査を実施済。

※ 市町村事業については、県事業の3倍程度の契約予定件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向。

【県担当部局】 政策地域部 市町村課
 総務部 人事課
 復興局 まちづくり再生課

39 災害時における要援護者の支援

《 要 望 事 項 》

東日本大震災津波においては被災者の避難所生活が長期間に及び、要援護者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところですが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、事前に明確となっていない事項が多いことから、被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いに苦慮したところです。

については、災害時における要援護者の支援体制を充実させるため、次のとおり要望します。

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

2 災害派遣福祉チームの制度化

災害時に避難所や福祉避難所において、要介護高齢者や認知症高齢者、障がい者等の要援護者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要援護者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」の制度化と併せ、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、位置付けが不明確。
- 東日本大震災津波においては、県内福祉専門職能団体が行った要援護者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動とみなされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁されたところ。

2 災害派遣福祉チームの制度化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成 25 年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 全国の相互応援体制の構築及び財源負担が課題。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課

40 広域防災拠点整備に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 広域防災拠点整備に対する財政支援

本県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえて、大規模災害時に支援拠点となる広域防災拠点の整備を進めていますが、既存施設の活用に加え、新たな施設等の整備も必要となることから、整備に要する財政支援を要望します。

【現状と課題】

- 本県では、平成 25 年 2 月に、広域防災拠点の整備に関する考え方を定めた「岩手県広域防災拠点整備構想」を策定し、広域防災拠点を、本県が被災した場合のみならず、隣接県等が被災地となった場合においても、自衛隊等の活動拠点や物資供給等の拠点として機能するものと定義。
- 平成 26 年 3 月には、広域防災拠点の配置箇所を定めた「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定。既存施設の活用を前提としているが、備蓄倉庫や通信設備など新たな施設や設備が必要で多額の事業費が見込まれること。
- 災害応急対策に必要な機能を集約した新たな防災拠点施設の整備について、中長期的な課題に位置付けた上で引き続き検討を進めていくこととしていることから、こうした新たな防災拠点施設の整備に対する財政支援措置の創設が必要。

《参考 1：既存施設の活用を前提とした本県の広域防災拠点整備までのスケジュール》

年 度	実 施 項 目
平成 25 年度	○ 広域防災拠点配置計画の策定 ○ 災害備蓄指針の策定
平成 26 年度～27 年度	○ 広域防災拠点運用マニュアルの作成等 ○ 広域防災拠点の整備（既存施設を活用する場合、運用に支障がでないよう、衛星携帯電話を配備するほか、備蓄指針に基づく物資を備蓄）

《参考 2：広域防災拠点整備に要する事業費見込み》

- ① 既存施設を活用して整備する場合の事業費見込み（概算）
備蓄倉庫や通信設備等の整備には、同等施設の例から 1 箇所当たり 5～7 千万円程度を見込んでおり、県内 4 箇所とした場合、全体事業費として 2～3 億円程度と試算。
- ② 新たな防災拠点を整備する場合の事業費見込み（概算）
新たな防災拠点を整備した他県の例では、施設建設等の事業費として、概ね 50～60 億円程度を要しているところ。

【県担当部局】総務部 総合防災室

41 国際リニアコライダー（ILC）の実現

《 要 望 事 項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの日本誘致に関する方針を明確にし、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるとともに、わが国が主導する国際プロジェクトとして進めるための国内体制を整えるよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の北上山地が国内の建設候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、世界最先端の研究を行う多くの人材が集まる国際学術研究都市が形成され、精密実験を支える先端技術も集積。
- ILCの実現は、我が国が標榜する科学技術創造立国を実現する絶好の機会であり、高度な技術力に基づくモノづくり産業を更に成長発展させ、震災からの本格的な復興、更には日本再生に大きく寄与。

《 ILCをめぐる動き》

- ・ 平成25年2月 ILC建設に向けた国際新組織（LCC・LCD）を結成、平成25年2月に超党派議員連盟を再編成（河村建夫会長）。平成25年6月、ILC技術設計報告書（TDR）が完成。
- ・ 平成25年6月、欧州高エネルギー物理学将来構想に、日本のILCホストを歓迎する旨を記載するなど、諸外国が日本へのILC建設に期待や支援を表明。
- ・ 日本の研究者で組織される立地評価会議は、ILCの国内候補地について、技術的観点及び社会環境の観点から詳細な評価を行い、平成25年8月23日、北上サイトが最適であると発表。
- ・ 平成26年2月、高エネルギー加速器研究機構（KEK）は、機構長を室長とする「ILC推進準備室」を設置。既存のILC計画推進室を漸次統合し国際的な準備研究組織を目指すとしている。
- ・ 平成26年5月、文部科学省は、平野眞一名古屋大学名誉教授を座長とする「ILCに関する有識者会議」の協議を開始し、平成27年度を目途に一定の結論を得られるよう検討するとしている。

【県担当部局】政策地域部 科学ILC推進室

42 いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点 の構築

《 要 望 事 項 》

1 いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築

平成 25 年 4 月 26 日に閣議決定された「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発の確実な進捗と被災地の産業基盤強化を図るため、次のとおり要望します。

(1) 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備

被災地における新産業・雇用創出と地域振興を図るため、本県が提案している海洋再生可能エネルギー実証フィールドを選定するとともに、実証試験に必要な施設整備に係る予算措置、運営支援制度の創設及び技術開発事業の拡充を行うよう要望します。

(2) 洋上風力発電施設等の導入促進に対する支援

本県沿岸北部における洋上ウィンドファームについて、漁業協調型の新産業として地元漁業者からも期待が高まっていることから、企業等が行う洋上風力発電施設等の導入促進に対する支援制度を充実するよう要望します。

(3) 海域の利用調整ルールづくり

海洋再生可能エネルギーの開発・導入海域について、漁業、船舶航行、港湾などの既存利用者との調整を円滑に進めるため、海域の利用調整ルールづくりなど国による沿岸域の総合的管理の仕組みを構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進（海洋再生可能エネルギー実証フィールドの設置）

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を目指しており、国が公募により設置する実証フィールドの要件を満たすべく、三陸沿岸の自然的、社会的条件に基づき、特に、海域利用のための調整を行い、漁業関係者の了解を得たところ。
- こうした取組の中で、漁業関係者を含む地元住民からは、海洋エネルギー開発プロジェクトの誘致などに期待の声が高まっており、被災地の復興において一層重要であると認識。

2 企業等が行う洋上風力発電施設等の導入促進に対する支援

- 本県沿岸北部は、遠浅な海底地形と豊富な風力エネルギーを生かした洋上ウィンドファームの実現を目指し、地元漁業者や発電事業者等と課題解決に向けた研究会活動を行っているが、事業化には調査費や建設費など多額の費用が必要であり、企業等にとっては大きなリスク。
- このため、大規模なウィンドファーム化の前に、実海域上での風況精査や漁業への影響などの詳細な実証を行うための実証機の建設や調査研究等に対する支援制度が必要。

3 海域の利用調整ルールづくり等による沿岸域の総合的管理の推進

- 海洋再生可能エネルギー開発・導入における海域利用に際しては、漁業、船舶航行、港湾利用などの既存利用者との調整が必要であるが、沖合では、市町村や県といったエリアにこだわらない利用者があるため、自治体単位での調整には限界。

《参考：海洋基本計画について》

- 海洋基本法(平成19年)に基づき策定される海洋政策の基本指針であり、海洋に係る産業の振興・創出、安全確保、情報の一元化と公開、人材育成、海域の総合的管理等についての具体的な取組を規定。
- 5年単位で見直されるもので、平成25年4月の見直しでは、海洋再生可能エネルギー開発による国内産業育成について充実。

【県担当部局】政策地域部 科学I L C推進室

43 東北マリンサイエンス拠点形成事業の 継続及び海洋研究機関の復旧支援

《 要 望 事 項 》

1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続

「東北マリンサイエンス拠点形成事業」による海洋・水産関係の研究は、復興を目指す地元の漁業者等との密接な連携の下で実施され、研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献していることから、同事業を継続するとともに、事業期間において必要な予算を措置するよう要望します。

2 被災した研究機関の復旧支援

本県三陸沿岸に立地する海洋研究機関の一部は未だ復旧しておらず、研究環境として十分な状況にないことから、引き続き復旧に必要な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続

- 同事業による海洋・水産業の研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献している一方、海洋環境・生態系の回復や漁業水産業の復興には長い時間を要するもの。同事業は、平成 32 年度まで実施することとされているところであるが、同事業の確実な継続と事業期間中の必要な予算の確保が必要。

2 被災した研究機関の復旧支援

- 本県沿岸の海洋関連研究機関は、いずれも甚大な被害を受けており、施設等の早急な復旧による研究機能の充実が必要。(東京大学大気海洋研究所(大槌町)、北里大学海洋生命科学部(大船渡市)、同大学感染制御研究機構釜石研究所(釜石市))

【県担当部局】政策地域部 科学 I L C 推進室

44 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援

《 要 望 事 項 》

1 電力系統の接続制約等の改善に向けた施策の展開

- (1) 基幹送電網の充実・強化を図り、再生可能エネルギーの連系可能量が拡大されるよう、中立的機関による系統の広域的な運用や発送電分離等の電力システム改革の一層の推進を要望します。
- (2) 地域の発展・振興をめざし再生可能エネルギーの導入を進める市町村の取組を支援するため、地域内送電網整備に係る接続費用の地域間格差解消に向けた施策を展開し、接続制約の低減を図るよう要望します。

2 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長等

- (1) 復興まちづくりと一体で防災拠点整備を行う市町村に対し、その進捗状況に応じて、基金事業の期間延長を行うよう要望します。
- (2) 東日本大震災被災地方公共団体が実施している基金事業についても、平成24年度以降に全国的に展開している基金事業と同様、省エネ設備を含むなど、対象設備を拡充するよう要望します。

3 自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開

- (1) 既存の電力系統を活用しながら、非常時には電力の地産地消が可能となる仕組みの確立とその普及を進めるよう要望します。
- (2) 電気自動車は、環境配慮のみならず、防災拠点などにおける非常用電源としても活用可能であることから、普及拡大に向けた充電設備整備支援の継続を要望します。

【現状と課題】

1 電力系統の接続制約等の改善に向けた施策の展開

- 自立・分散型のエネルギー供給体制を構築するためには、地域の特色を活かした再生可能エネルギーによる発電施設の拡大が必要であるが、出力変動などの要因から、一般電気事業者（東北電力等の電力会社）の送配電系統への連系可能量には制約が発生。

- 現在国においては、中立的機関（広域的運営推進機関）による系統の広域的な運用や発送電分離などの電力システム改革を進めているところであり、連系可能量の拡大や系統情報の積極的な公表を含む送電網の運用の仕組みの改善による接続制約の低減の一層の推進が必要。
- 原発事故以降の再生可能エネルギーへの関心の高まり等により、各市町村では、防災対応も視野に入れた地域づくりの一環として、多くの再生可能エネルギーによる発電施設設置に係る検討が進められているものの、系統内の需要が小さい等の理由により、既存の送電線等の容量が小さい地域や電力インフラが脆弱な地域においては、既に、送配電網への接続制約が発生するなど、計画検討に支障が生じている状況。
- 固定価格買取制度では、調達価格算定にあたって系統への接続費用も考慮されているところであるが、買取価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域にあつては、送電線の容量が小さい又は脆弱なことから、接続費用が高額になる地域もあるため、地域内送電網整備に係る接続費用負担の地域間格差を埋めるための施策展開が必要。

2 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長等

- 本基金の事業期間は、「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げる集中復興期間である平成23年度から平成27年度までの5年間であるが、被災市町村においては、復興まちづくりに係る面的整備等と調整を図りながら、防災拠点への設備導入を進めており、復興の進捗状況と歩調をあわせた事業実施期間の設定が必要。
- さらに、再生可能エネルギーに対する関心の高まり等により、資材調達が困難となる事例が生ずるなど、工事完了が遅れる傾向にあることから、事業期間については、被災地の復興の進捗状況に応じた柔軟な対応が必要。
- 本基金事業は、自立・分散型エネルギーの導入支援を目的に、平成23年度に被災地方公共団体が行う、災害時に最低限必要となる電気又は熱の供給のための再生可能エネルギー設備の防災拠点への設置を対象として設置。一方で、その後の全国展開により、平成25年度以降に事業開始した地方公共団体は、①高効率照明（屋内高所照明を除く）、②高効率空調についても補助率2/3（民間施設は1/3）が適用されているが、平成23年度に事業を開始した被災地方公共団体は、これらの拡充は対象外。

【拡充要望項目（例）】

- 市町村では、EMS（エネルギーマネジメントシステム）関連設備、発電量等表示装置、電気自動車等の事業対象化を求めているが、直接発電・発熱に寄与しないことから現行制度では対象外。
- 屋内高所照明のうち、水銀灯のLED等高効率照明への更新は対象であるが、ハロゲン灯など水銀灯以外の照明からの更新は対象外となっており、体育館を避難所として位置付けている市町村の多くは、本基金を活用した高効率照明への更新が困難。

3 自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開

- 長期間かつ大規模な停電時に、再生可能エネルギー発電設備を既存の送配電網に連系し、一定地域内に電力供給を行うことは、現在の送配電網の運用ではできないことから、既存の電力システムを活用しながら、非常時には電力の地産地消に切替えることができるよう、技術開発を含めた分散型の電力供給システムの確立と普及が必要。
- 宮古市や北上市などでは、非常時における電源供給手段としての電気自動車の活用をスマートコミュニティ構想等に位置付け。
- 県では、電気自動車の普及促進を図るため、平成25年7月に「岩手県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、国の高率の補助制度や、国内自動車メーカー4社の共同による支援プロジェクトを活用できる環境を整備。
- 国の補助制度は平成27年2月27日まで、自動車メーカーによる支援プロジェクトは平成26年9月30日まで、県においては当該期間内の整備に向け事業者等への周知を図ることとしているが、復興のまちづくりを進めながら充電インフラ整備を行うためには、一定程度の期間が必要であり、支援制度の継続が必要。

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室

【要望項目】～その他省庁別要望事項～

【内閣府】

- 1 地域防災力向上支援補助事業に係る補助対象経費の拡大
地域防災力向上支援補助事業について、孤立地域以外の避難所や防災拠点への衛星携帯電話の配備、通話料等に係る経費を対象にするなど、補助対象経費を拡大すること
- 2 避難所の備蓄に対する財政支援
避難所への水、食料等の備蓄に対する財政支援を行うこと
- 3 被災地における女性の悩み・暴力相談事業の継続
深刻化、複雑化する悩みを抱える女性からの相談に対応するため、被災地における女性の悩み・暴力相談事業を継続すること

【総務省】

- 1 消防体制の充実強化に対する財政支援
 - (1) 消防団の通信手段確保のための更なる財政支援を行うこと
 - (2) 消防団員の処遇改善や装備品の充実に対する財政支援を拡充すること
 - (3) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金について
 - ・平成 27 年度以降も継続すること
 - ・被災前の規模、機能にとらわれない復旧を可能とするなど、補助要件を緩和すること
 - ・被災した消防団屯所の移転に伴う用地費を対象とするなど、補助対象経費を拡大すること
 - (4) 自主防災組織が行う防災活動に対する財政支援を行うこと
 - (5) 避難環境の整備に対する国の全面的な財政支援を行うこと
- 2 復興に向けた ICT 利活用の支援
人口減少や少子高齢化が進んでいる被災地域における ICT の利活用を全国の地域課題解決のモデルケースとするため、新たなまちづくりを行う地域における、ICT 利活用による創造的な復興の実現に係る支援制度の拡充と平成 27 年度以降の支援を継続すること
- 3 被災地における地上デジタル放送の受信環境整備への支援
震災により住居を地上デジタル放送が受信できない高台等に移転する場合に生じる受信環境整備に要する経費について、集団移転事業等のほか自主的に移転する住民も含め、国費で負担すること
また、受信環境整備については、地域の実情に合わせ、住民や市町村に過度の負担を課すことのないよう、制度を弾力的に運用すること
- 4 集団移転・新たなまちづくり等に伴う情報通信利用環境の整備
被災地域では、復興の進捗状況が異なることから、集団移転や新たなまちづくりなどに合わせて行う、超高速ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送及びラジオ放送等の通信・放送基盤等の整備について、平成 27 年度以降も全面的な財政措置を講じること

【文部科学省】

- 1 公立大学法人による被災学生への授業料等減免に対する財源措置
公立大学法人が被災学生に対して授業料等の減免を行った場合に、県が追加交付する運営費交付金に対する継続的な財源措置を講じること
- 2 高等教育機関等に対する財政支援
高等教育機関等による水産業復興のための研究教育施設の整備や人材育成の取組に対する財政支援を行うこと
- 3 三陸をフィールドとした防災研究に対する財政支援
三陸をフィールドとした地震、津波発生メカニズムなどの防災研究の促進、人材育成や情報発

信等に対する財政支援を行うこと

4 被災した幼児児童生徒の就学等に対する支援

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を、就学支援を必要とする幼児児童生徒が解消されるまで継続すること

また、被災した高校生等を対象とした奨学金制度に対する財政支援を継続すること

5 被災児童の放課後の安全・安心な居場所の確保に対する財政支援の継続

被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する全面的な財政支援を継続すること

6 被災した学生を対象とした給付型奨学金制度の創設

被災した高校生及び大学生等を対象とした給付型の奨学金制度を創設すること

7 大学入試センター試験の検定料免除の継続

大学入試センター試験の検定料について、平成 26 年度試験に引き続き、当面の間、被災した生徒については全額免除を継続すること

8 芸術文化活動への支援

被災地における文化芸術活動の早期復興を図るための取組（巡回公演の実施、芸術家等指導者の派遣、全国大会等各種大会への参加支援、民俗芸能団体の備品修復支援等）に広く活用できる補助金等の措置を拡充すること

9 被災地の青少年の体験研修機会の確保

国立岩手山青少年交流の家を継続的に国で運営するなど、被災地の青少年の体験研修機会が確保されるよう配慮すること

10 放射線影響対策への支援

(1) 児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向け、放射性物質汚染対処特措法が施行されたことに伴い、対応方法について汚染状況重点調査地域外を含めて具体的に明示するとともに、除染等に要する経費について全面的な財政支援を行うこと

(2) 学校における放射線量等の測定並びに測定機器の維持（校正費用等）に係る必要な経費に対する財政支援を行うこと

11 岩手県立高田松原野外活動センターの復旧に対する財政措置

被災した岩手県立高田松原野外活動センターの移転新築を伴う復旧について、制度上の特例及びそれに伴う財政措置を講じること

【文化庁】

1 被災地域の文化財修復に係る財政支援

被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲を拡大すること

【厚生労働省】

1 水道施設災害復旧費補助制度の柔軟な運用

復興計画を勘案した水道施設の災害復旧事業について、特例的に協議設計の手法により事業を実施しているところであるが、単純な機能の復旧にとどまらない防災対策を講じた施設整備についても補助制度が適用できるよう、柔軟な運用を行うこと

2 被災児童支援のための財源措置・人的支援

被災児童に対するきめ細やかな支援を実施するため、児童相談所における児童福祉司や児童心理司の増員ができるよう財政措置を講じるとともに、他県等からの職員派遣を継続するための支援を行うこと

3 被災した介護保険施設等の入所者受入れに係る特例措置の継続

被災した介護保険施設等の入所者の受入れに係る特例措置について、被災前と同様の施設運営体制が整うまで、被災者の受入れにおける定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を当分の間継続すること

4 被災により介護保険財政が悪化している保険者に対する財政支援

被災により介護保険財政が悪化している保険者に対して、被災に起因する財源不足分の全額を補てんする特別の財政支援を行うこと

5 復興に伴う解雇、休業、賃金不払い等に係る相談対応

被災した労働者の労働条件の確保・改善等を図るためには、労働基準監督行政に係る体制を確保する必要があることから、岩手県内の各労働基準監督署に配置している労働基準相談員について、平成 27 年度も継続配置すること

【農林水産省】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置等の支援策の継続

- (1) 被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を継続すること
- (2) 被災農林水産業者等の二重債務解消に向け、引き続き債権の買取支援等を継続すること

【林野庁】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置等の支援策の継続

- (1) 被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を継続すること
- (2) 被災農林水産業者等の二重債務解消に向け、引き続き債権の買取支援等を継続すること

【水産庁】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置等の支援策の継続

- (1) 被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を継続すること
- (2) 被災農林水産業者等の二重債務解消に向け、引き続き債権の買取支援等を継続すること

【経済産業省】

1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成

県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度について、原資の提供、利子・保証料補給への助成などを行うこと

2 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和

中小企業高度化事業について、大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免等貸付条件を緩和すること

3 中小企業信用保険法の特例措置の改善

中小企業信用保険法について、特別小口保険の限度額の引上げなど特例措置を改善すること

4 東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長

平成 27 年 3 月 31 日までとなっている、東日本大震災復興緊急保証の適用期限を延長すること

5 被災中小企業施設・整備支援事業貸付（高度化資金）の貸付原資及び貸倒損失を補填する基金造成額の増額

被災中小企業施設・整備支援事業貸付（高度化資金）の貸付原資及び貸倒損失を補填する基金造成額を増額するとともに、基金本体からの損失補填を含め柔軟な対応を行うこと

- 6 **被災した商工会議所及び商工会の組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設**
被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度を創設すること
- 7 **事業協同組合や中小企業グループの支援体制強化に要する経費に対する補助制度の創設**
事業協同組合や中小企業グループの復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に要する経費に対する補助制度を創設すること
- 8 **中小企業等グループ補助金事業に係る抵当権設定についての特例措置**
被災事業者が店舗兼住宅を建築する場合、抵当権設定が認められていないため、住宅ローンの利用が困難となっていることから、実情を踏まえた特例措置を講じること
- 9 **中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備事業に係る予算確保**
中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備事業の予算を確保すること

【国土交通省】

- 1 **大船渡港内に停泊中のロシア船の早期撤去**
東日本大震災津波に伴い大船渡港内に放置されたままとなっているロシア船籍貨物船について、「日露運輸作業部会」等、政府間の枠組みを活用して、早期撤去に関する船会社への働きかけをロシア政府に要請すること

【環境省】

- 1 **国立公園施設の早期復旧**
 - (1) 直轄事業による事業を促進すること
 - (2) 復旧整備における県・市町村への補助制度を創設すること
- 2 **放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物の処理**
放射性物質に汚染された廃棄物等について、地域住民の理解が得られるような実効性のある処理スキームを示すとともに、処理等に要する経費について財政措置を講じること
- 3 **除染実施計画の変更及び放射線量低減対策特別緊急事業に対するサポート体制の充実**
除染実施計画の変更及び放射線量低減対策特別緊急事業補助金の事業の実施において、事業内容の協議や計画区域内の国関係機関との協議等に時間を要していることから、国のサポート体制を充実し、除染実施市町の事務負担の軽減を図ること
- 4 **野生鳥獣肉の放射性物質汚染に対応した個体数管理捕獲に対する財政支援**
野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、食用目的の狩猟による捕獲圧が低下しているため、県が実施する特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理捕獲に対する財政支援を行うこと

【原子力規制委員会】

- 1 **国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等**
県内全域における降下物、土壌、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、国・県の空間線量率監視体制の統一的な運用、これらの結果や評価についての国民への丁寧な説明について、国の責任により確実に実施すること
- 2 **広域での航空機モニタリング調査の継続**
森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査を定期的実施すること